

調布市障害者総合計画

第6期調布市障害福祉計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）

第2期調布市障害児福祉計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）



令和3年3月

調布市



表紙絵は，調布市民生児童委員協議会 濱野氏 作

この計画書の各ページには、「音声コード」(Uni-Voice)を付しています。

「音声コード」とは，1.8センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し，文章内容を読み上げるものです。



はじめに



障害者自立支援法（現：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が平成18年4月に施行されてから、間もなく15年が経過します。この15年間、障害福祉サービス等の制度、供給体制は大きく変化を遂げてきました。

調布市では、平成30年3月に定めた「調布市障害者総合計画」（平成30年度～令和5年度）の一部である「第5期調布市障害福祉計画」（平成30年度～令和2年度）及び「第1期調布市障害児福祉計画」

（平成30年度～令和2年度）が、ともに令和2年度末で満了を迎えます。この間、「障害者の権利に関する条約」が掲げる「あらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と、「障害者の固有の尊厳の尊重」の調布市における実現を目指し、施策展開を図ってまいりました。

今回の計画改定におきましても、障害のある方へのニーズ調査等をもとに、当事者、障害福祉サービス事業者、学識経験者、市民公募委員等で構成する「調布市障害者総合計画策定委員会」を設置し、熱心な御審議をいただきました。その結果、市の実情やニーズに応じた障害福祉サービス等の提供体制を確保する方策を盛り込んだ実効性のある計画として取りまとめることができました。

目下、流行中の新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の見通しが立たず、生命・健康のみならず、社会経済活動をはじめ障害福祉サービス等の提供にも大きな影響を及ぼしております。市では、そのような中でも、本計画で定めた内容を可能な限り推進していくとともに、今後も状況の変化に応じて障害のある方とその家族の地域生活を支えていくため、必要な支援を随時検討・実施してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市障害者総合計画策定委員会の皆様をはじめ、福祉ニーズ調査、パブリック・コメント手続等で多くの貴重な御意見を賜りました市民の皆様並びに関係者の方々にお礼申し上げます。


令和3年3月

調布市長

長友貴樹



< 目 次 >

| | |
|--|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 3 |
| 1 計画策定の背景 | 3 |
| 2 計画の性格 | 6 |
| 3 計画の策定体制 | 9 |
| 第2章 計画の理念・基本的考え方 | 10 |
| 1 調布市の福祉の将来像 | 10 |
| 2 福祉圏域 | 11 |
| 3 基本理念 | 13 |
| 4 障害者施策推進の基本的考え方 | 14 |
| 5 施策体系 | 16 |
| 第3章 障害福祉サービス等の見込み量 | 18 |
| 1 訪問系サービス | 19 |
| 2 日中活動系サービス | 24 |
| 3 居住系サービス | 31 |
| 4 相談支援 | 36 |
| 5 児童通所サービス | 40 |
| 第4章 地域生活支援事業の見込み量 | 45 |
| 1 必須事業 | 46 |
| 2 任意事業 | 60 |
| 第5章 成果目標 | 63 |
| 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 64 |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 66 |
| 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 69 |
| 4 福祉施設から一般就労への移行等 | 71 |
| 5 障害児支援の提供体制の整備等 | 76 |
| 6 相談支援体制の充実・強化等 | 80 |
| 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 81 |
| 第6章 計画の推進 | 83 |
| 1 計画の進捗状況の点検・評価 | 83 |
| 2 総合福祉センターの移転・更新 | 85 |
| 3 新型コロナウイルス感染症の影響 | 85 |
|  あとがき | 86 |
| 資料 | 87 |

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 調布市における障害者支援の計画的取組

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していけるよう、障害のある方の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

- 「はーとふるぷらんちょうふ」 (平成13年度～平成17年度)
- 「調布市障害者計画」 (平成18年度～平成23年度)
- 「第1期調布市障害福祉計画」 (平成18年度～平成20年度)
- 「第2期調布市障害福祉計画」 (平成21年度～平成23年度)
- 「調布市障害者総合計画」 (平成24年度～平成29年度)
(調布市障害者計画・第3期調布市障害福祉計画)
- 「第4期調布市障害福祉計画」 (平成27年度～平成29年度)
(調布市障害者総合計画の一部改訂)
- 「調布市障害者総合計画」 (平成30年度～令和5年度)
(調布市障害者計画・第5期調布市障害福祉計画・第1期調布市障害児福祉計画)

平成30年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(平成30年度～令和5年度)のうち、「第5期調布市障害福祉計画」(平成30年度～令和2年度)及び「第1期調布市障害児福祉計画」(平成30年度～令和2年度)部分が、令和3年3月でいずれも計画期間が終了となります。

(2) 「共生社会」の実現へ向けて

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)を批准しました。

この条約は、平成18年に国連で採択され、全ての障害者の人権及び基本的自由の享有の確保と、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、日本は140番目の締約国となります。



日本では、同条約にいう「合理的配慮」^(※1)の理念と、「共生社会」^(※2)の実現を盛り込むため、「障害者基本法」改正（平成23年8月）から、「障害者差別解消法」^(※3)成立（平成25年6月）まで、国内法の整備が進められました。

調布市においても、「障害者権利条約」の理念と「共生社会」の実現へ向けて、様々な取組を推進しています。

(3) 包括的・重層的な支援体制の構築

「共生社会」の実現を図るため、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が成立しました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的・重層的な支援体制の構築をめざし、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの分野を超えた属性や世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の推進が求められています。

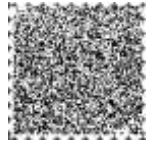
※1 合理的配慮：障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。（内閣府リーフレット「合理的配慮を知っていますか？」より）

※2 共生社会：「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」として障害者基本法第1条（目的）に規定されています。

※3 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律



(4) 新型コロナウイルス感染症の影響



令和 2 年 1 月に国内で初めての新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、感染拡大の影響により、地域生活はもとより、障害者福祉の現場も大きな影響を受けました。

国は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止対策の強化とともに、様々な対応策を実施する中で、同年 3 月には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」といいます。）について、新型コロナウイルス感染症を同法の適用とする改正が行われ、同年 4 月 7 日から「特措法」に基づく緊急事態宣言が発出され、同年 5 月 25 日まで緊急事態措置が実施されました。さらに、令和 3 年 1 月 7 日からは、再びの感染拡大により 2 回目の緊急事態宣言も発出されています。

障害のある人とその家族の生活を継続するために、障害福祉に関する各種サービスは必要不可欠であり、学校の臨時休校に伴う放課後等デイサービス事業所の対応、通所施設における分散通所や在宅支援、活動プログラムの変更など、感染拡大防止に向けて様々な工夫を重ねながらサービス提供の継続への努力が続けられています。また、視聴覚障害者等、情報・コミュニケーション支援を必要とする方に対する新型コロナウイルス感染症への対応について、相談支援事業所等と連携しながら、障害特性を踏まえた情報提供の配慮を実施しています。

障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、国や東京都による各種支援策やサービス提供における特例的取扱いが示され、調布市においても、事業者への情報提供や独自の支援策の展開に取り組んでいます。

国による緊急事態措置の影響により、4 月、5 月には大きく落ち込んだサービス提供実績も、6 月以降は回復傾向にありますが、サービス提供の現場においては、現在も感染拡大防止策の徹底が求められ、様々な活動の制限も継続しており、今後の見込みについても不透明な状況が続いています。

(5) 計画策定へ向けて

調布市では、これらに対応しながら、地域の実情や社会の変化等も踏まえつつ、市民の誰もが「この調布で暮らして良かった」と実感できる地域づくりをめざしています。



2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。現行の「調布市障害者総合計画」は、この3計画を一体化して策定しています。

| | |
|---------|--|
| 障害者計画 | 【根拠法】障害者基本法第11条第3項 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年) |
| 障害福祉計画 | 【根拠法】障害者総合支援法 ^(※) 第88条第1項 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年) |
| 障害児福祉計画 | 【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年) |

本計画は、平成30年3月に策定した「調布市障害者総合計画」(平成30年度～令和5年度)の部分改定として、上記3計画のうち「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分について、新たに「第6期調布市障害福祉計画」及び「第2期調布市障害児福祉計画」を定めるものです。

※ 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律



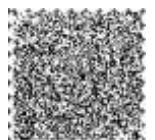
(2) 計画の期間

計画の期間は、「第6期調布市障害福祉計画」「第2期調布市障害児福祉計画」ともに、令和3年度から令和5年度までの3年間^(※)とします。

令和5年度末には、現行の「調布市障害者総合計画」全体も計画期間が終了となるため、新たな一体化した計画を策定することとなります。

| 年度 | 平成 30 (2018) | 令和元 (2019) | 令和 2 (2020) | 令和 3 (2021) | 令和 4 (2022) | 令和 5 (2023) |
|-------------|---|---------------|----------------|-------------------------------|----------------|----------------|
| 障害者計画（6年） | 「調布市障害者総合計画」 | | | | | |
| 障害福祉計画（3年） | 調布市障害者計画 第5期調布市障害福祉計画 第1期調布市障害児福祉計画 | | | 第6期調布市障害福祉計画 第2期調布市障害児福祉計画 | | |
| 障害児福祉計画（3年） | | | | | | |

※「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、当事者や家族、関係機関の意見を反映し、より地域で生活する障害のある方の実態、ニーズに即した内容とするため、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者、市民公募委員等で構成される「調布市障害者総合計画策定委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

また、計画策定にあたっては、以下に掲げる調査等も実施し、結果に基づいて課題の整理を行いました。

(1) 調布市民福祉ニーズ調査の実施（令和元年度）

（⇒詳細：巻末資料 95 ページ）

障害のある方の地域生活に関するアンケート調査、住民懇談会及び専門職懇談会を実施し、地域におけるニーズや課題の把握に努めました。

(2) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申

（⇒詳細：巻末資料 96 ページ）

調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に、調布市が設置し、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指し、地域における障害者への支援体制に関する課題を情報共有し、実情に応じた支援体制の整備について継続的に協議を行っている「調布市障害者地域自立支援協議会」から、本計画策定にあたり、地域課題について意見具申を受けました。

(3) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申

（⇒詳細：巻末資料 96 ページ）

平成 17 年度から調布市において設置し、精神障害や発達障害のある人が暮らしやすい地域づくりのため、支援機関が相互理解を深め、連携の強化を図っている「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」から、本計画策定にあたり、地域課題について意見具申を受けました。

同連絡会は、平成 30 年度から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための協議の場としての機能を追加しています。



第2章 計画の理念・基本的考え方

1 調布市の福祉の将来像

調布市においては、「調布市地域福祉計画」「調布市高齢者総合計画」「調布市障害者総合計画」を「福祉3計画」と呼称し、各分野の切れ目のない一体となった福祉の推進を図っています。

「福祉3計画」においては、以下のとおり共通の将来像と基本理念を掲げ、その実現を目指します。

**みんなが 自分らしく 安心して
つながりをもって 暮らし続けられるまち
— 支え合い 認め合い ともに暮らす —**



2 福祉圏域

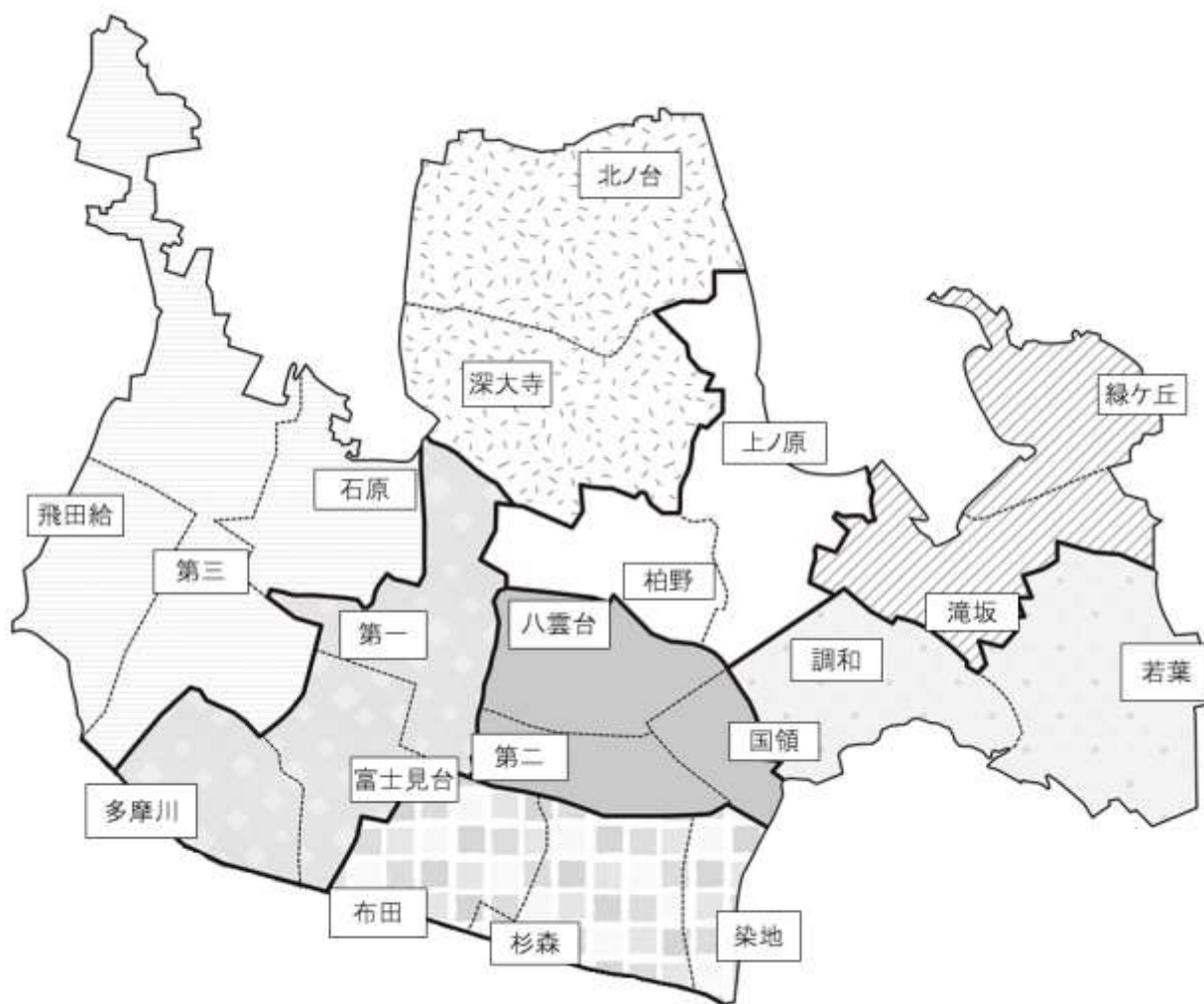
(1) 「福祉3計画」における福祉圏域の考え方

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される中学校区規模の8つの圏域です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域としています。

■ 福祉圏域の地域区分

下記 内の記載は 小学校区の名称です。



(2) 障害者福祉における福祉圏域への対応

障害者福祉の分野においては、これまで市内全域を1圏域として取り扱っており、基本的な考え方は本計画においても継続とします。

そのもとで、より地域福祉、高齢者福祉との連携を密にし、顔の見える関係づくりを進めるために、障害福祉課や各相談機関において、「福祉3計画」における福祉圏域と整合した相談員の配置等を進めます。



3 基本理念

市が目指す福祉の将来像の実現へ向けて、「福祉3計画」に共通する基本理念を以下のよう
に定めています。

(理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

市民一人ひとりが住み慣れた地域において、生涯にわたって安心していきいきと自分
らしい生き方ができ、必要な支援を受けながら、自立して暮らしていける地域社会を目
指します。そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、社会参加を促す
取組を進めます。

(理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

誰もが、孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きる
地域社会を目指します。そのために、年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかか
わらず、市民一人ひとりが地域の一員としてつながりをもって暮らせる地域づくりを進
めます。

(理念3) 住民全体で支え合う地域社会

市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の課題などについてともに考え、サービ
スの受け手にとどまるのではなく、できる力を活用して、地域の担い手となり、支援を必
要とする人を支え合う地域社会を目指します。そのための体制づくりについて行政、市
民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体と協働しながら取り組みます。

(理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

個人や家族、地域が抱える問題は多様な側面を持っています。これらを解決していく
ためには、多くの担い手がそれぞれの強みや専門性をいかした、より一体的、包括的な支
援が必要です。そのため福祉のみならず他分野とも連携し、個人や地域の課題に応じた
切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指します。



4 障害者施策推進の基本的考え方

「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、その一つひとつを障害者福祉においてより具体化していくために、以下の基本的考え方のもと、障害者施策を推進します。

(基本理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

(1) 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

その人が必要とする支援は、障害状況だけでなくそれぞれの価値観、生活スタイル、環境などによって異なるものです。本人のニーズ（本人自身が気付いていない、または表現できてない潜在的なニーズを含みます。）と自己決定を出発点として、個別性を重視し、一人ひとりに適切なサービスや支援を提供します。

また、そのような支援が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、ライフステージのどの段階においても、その移行期においても、制度の切れ目なく提供できる体制を整備します。

(基本理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

(2) 障害による差別や排除のない共生社会の実現

「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない社会をつくっていくことが必要です。そのために、物理的（ハード）、精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進めます。

その中では、障害のある方を、支援を受ける側としてだけでなく、社会の中で役割を持った存在として捉えることが重要です。一人ひとりが地域の一員として認められ、市民全体が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。



(基本理念3) 住民全体で支え合う地域社会

(3) 市民全体への関心の広がりや協働による取組

「障害者にとっての課題」は、「障害者だけの課題」ではありません。障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりが、「全ての市民にとって暮らしやすいまち」に繋がるものと考え、市民全体の関心を引き出し、「みんなの課題」として考えられる地域社会の実現を目指します。

そのうえで、課題解決のために、公的サービスとともに、当事者、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体との協働により地域で支え合うしくみづくりを図っていきます。

(基本理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

(4) 総合的・包括的な視点からの施策展開

障害のある子ども、障害者の高齢化など、本人の抱える課題はしばしば多面的、複合的なものとなっています。また、多様な課題を抱える家庭、介護者の高齢化による「老障介護」への対応など、本人だけでなく家庭・家族全体を支える視点も必要です。

障害のある方やその家族の生活課題を考えるにあたって、障害福祉の枠のみに捉われない総合的、包括的な視点から、児童福祉や高齢福祉、その他保健、医療、教育、雇用など、多様な分野との連携を図りながら施策を展開していきます。



5 施策体系

前述の理念・基本的考え方を受けて、「調布市障害者総合計画」では、具体的に以下の3つの柱から施策体系を構築しています。

1 障害のある方と家族への地域生活の支援

ライフステージを通じて障害のある方の地域生活を支える基盤となる施策を展開します。また、本人だけでなく家族全体を対象として捉え、支えていく視点を持ちます。

2 ライフステージに応じた生涯にわたる切れ目のない支援

生涯にわたるライフステージのどの段階においても、その人らしい生活を支えていくため、主に「乳幼児期・学齢期」「成人期・高齢期」に分類し、各ライフステージによって変化する様々なニーズに対応した施策を展開します。

3 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。

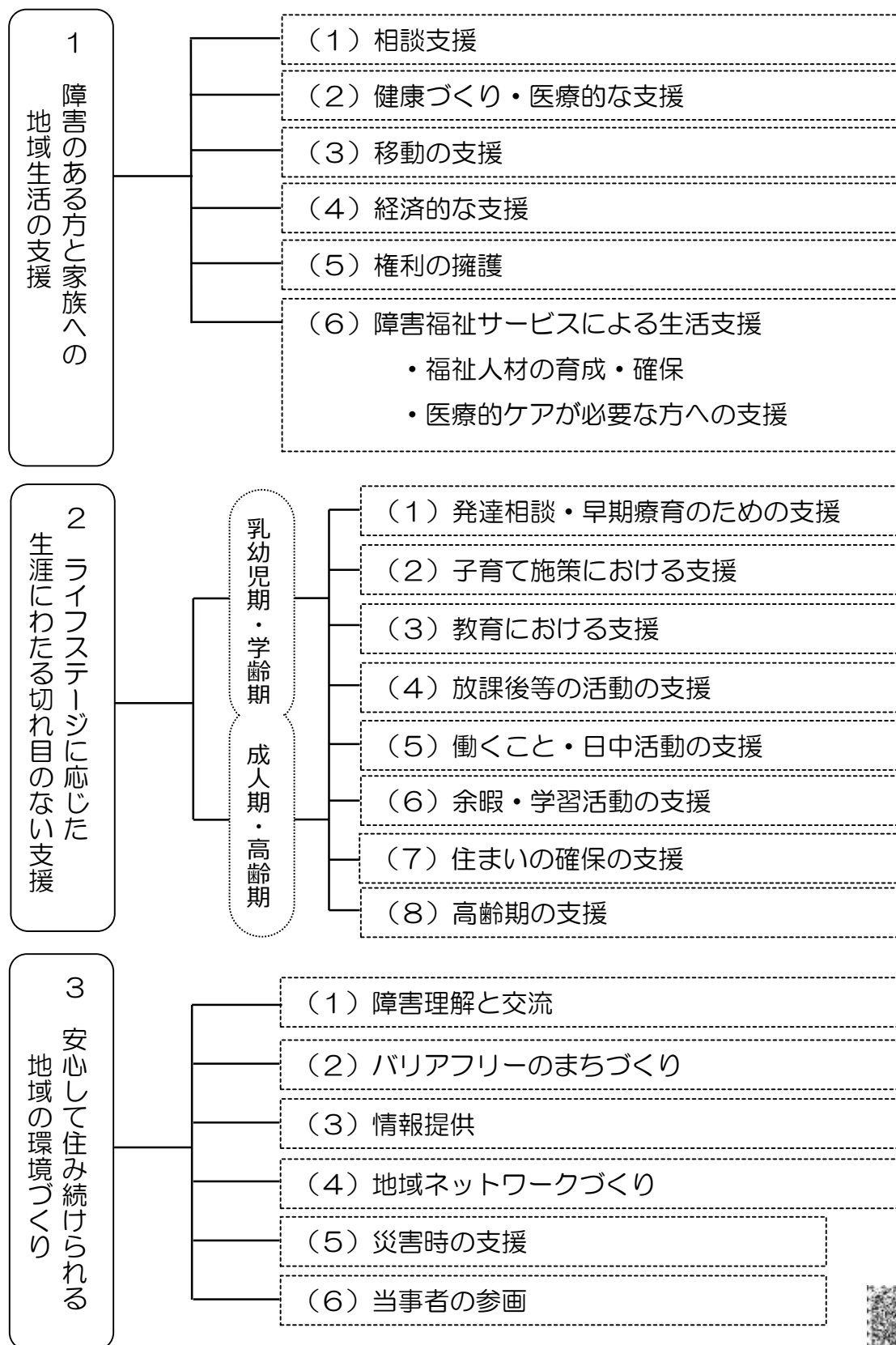
各施策については、平成30年3月に策定した「調布市障害者総合計画」で令和5年度までの計画を定めています。

「第6期調布市障害福祉計画」及び「第2期調布市障害児福祉計画」では、これらのうち主に「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに「児童福祉法」に基づく「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」の提供体制の確保について定めます。



<施策体系>

以下の各施策全般については、令和5年度までの計画を既に策定しており、
本計画では、以下のうち「障害福祉サービス等の提供体制の確保」について定めます。



第3章 障害福祉サービス等の見込み量

第6期調布市障害福祉計画・第2期調布市障害児福祉計画では、障害者総合支援法に定める「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法に定める「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」について、計画期間（令和3年度から令和5年度）におけるその必要な見込み量と、それらの提供体制を確保するための方策を定めます。

ここで言う「障害福祉サービス等」とは、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援」「障害児相談支援」の総称として用います。

これらは、それぞれの法令にサービスの内容、基準等が示されており、全国で統一的に実施するサービスとされています。

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

- 調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。
- 「市内事業所数」は、令和3年2月時点のものです。
- 各サービスにおける実績及び見込み量は、利用時間数及び利用日数については各年度の全ての利用者の利用量の年間合計の数値を、利用者数については年間の実利用者数を記載しています。
- 令和2年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、令和2年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。
- 令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、サービス種別によっては大きく減少が見込まれています。これらのサービス種別における本計画期間に必要なサービスの見込み量は、令和元年度の実績をもとに算定しています。
- 【提供体制確保のための方策】における表記の意味は、以下のとおりです。
 - | |
|----|
| 新規 |
|----|

 本計画期間で新たに取り組む項目
 - | |
|------|
| 取組強化 |
|------|

 前期計画からの内容に加え、本計画期間で取組の強化を図る項目
 - | |
|----|
| 継続 |
|----|

 前期計画に引き続き取り組む項目



1 訪問系サービス（第6期障害福祉計画）

(1) サービスの概要

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

| サービス名称 | 内容 | 市内事業所数 |
|-------------------|--|--------|
| 居宅介護 | ヘルパーが利用者の自宅を訪れ、生活の支援を行います。 以下の4種類のサービスがあります。 <ul style="list-style-type: none">• 身体介護 … 入浴，排せつ，食事などの介護• 家事援助 … 掃除，洗濯，食事づくりなどの家事の支援• 通院等介助 … 病院などへの通院の介助• 乗降介助 … 介護タクシー等の利用に伴う乗降の介助 | 36 か所 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由，知的障害，精神障害又は難病により常に介護を必要とする人に，自宅で，入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動支援などを総合的にを行います。 | 34 か所 |
| 同行援護 | 視覚障害のある方の移動（外出）時に，視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護，排せつ・食事等の介護を行います。一般的には「ガイドヘルパー」とも呼ばれます。 | 8 か所 |
| 行動援護 | 知的障害，精神障害により行動に著しい困難のある人が行動するときに，危険を回避するために必要な支援，外出支援を行います。 | 5 か所 |
| 重度障害者等包括支援 | 特に重度の障害により介護の必要性が著しく高い人に，自宅での介護や外出，作業所などでの日中の活動，居住の場など生活に関わる複数のサービスを包括的に提供します。 | 0 か所 |



(2) 第5期計画の評価と今後の課題

(居宅介護・重度訪問介護)

- 居宅介護では、利用時間数、利用者数とも、計画値以上の増加となっています。特に、身体障害者、精神障害者の利用が増えています。
- 重度訪問介護では、利用者数は増加していますが、一方で第5期計画策定以降に、一部利用者の転出等による利用終了も多くあり、利用時間数は計画値を下回っています。
- 調布市福祉人材育成センターにて実施する各種従業者養成研修により、毎年度一定数の資格取得者、新規就労者が輩出されていますが、依然として利用ニーズに対して、事業所やヘルパーの不足により、サービスが利用までなかなか至らない等の事例が見られます。特に、精神障害者、医療的ケアが必要な児童の利用希望に対応できる事業所が少ない状況です。

(同行援護)

- 平成30年度、令和元年度は、利用時間数、利用者数とも、計画値以上の増加となっていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、低い利用実績となっています。
- 調布市福祉人材育成センターにて実施する同行援護従業者養成研修により、毎年度一定数の資格取得者、新規就労者が輩出され、提供体制は改善されつつあります。

(行動援護)

- 利用時間数、利用者数とも、計画値を下回っています。市内で行動援護を提供していた事業所1か所が平成30年度末で閉鎖となった影響もあると推測されます。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、低い利用実績となっています。
- 利用ニーズに対して、サービスが提供できる事業所が少なく利用できないとの事例が見られます。
- 平成29年度より調布市福祉人材育成センターにて新たに行動援護従業者養成研修を開始しました。毎年度一定数の資格取得者を輩出していますが、既に他の通所事業所で就労している従業者がスキルアップや加算取得のために受講する事例が多く、サービス提供体制の拡大には必ずしも結びついていない状況です。

- 市が通所施設に交付している障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金について、令和2年度からの改正で、行動援護事業を実施している法人が運営する施設について補助率を引き上げることとし、事業の間接的支援と参入促進を図っています。



| サービス種別 | 単位 | 区分 | H30 年度 (2018 年度) | R1 年度 (2019 年度) | R2 年度 (2020 年度) |
|----------------|-----------------|-------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 居宅介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 20,500 | 21,000 | 21,500 |
| | | 実績 (計画比) | 20,791 (101.4%) | 23,628.75 (112.5%) | 26,398 (122.8%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 260 | 265 | 270 |
| | | 実績 (計画比) | 264 (101.5%) | 287 (108.3%) | 295 (109.3%) |
| 重度訪問介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 166,000 | 174,000 | 182,000 |
| | | 実績 (計画比) | 154,762.5 (93.2%) | 160,194 (92.1%) | 155,822 (85.6%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 56 | 58 | 60 |
| | | 実績 (計画比) | 57 (101.8%) | 63 (108.6%) | 60 (100.0%) |
| 同行援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 11,700 | 12,000 | 12,300 |
| | | 実績 (計画比) | 12,202.5 (104.3%) | 12,930.5 (107.8%) | 8,866 (72.1%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 51 | 53 | 55 |
| | | 実績 (計画比) | 52 (102.0%) | 61 (115.1%) | 59 (107.3%) |
| 行動援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 10,100 | 10,600 | 11,100 |
| | | 実績 (計画比) | 9,787 (96.9%) | 9,343 (88.1%) | 6,752 (60.8%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 60 | 62 | 64 |
| | | 実績 (計画比) | 59 (98.3%) | 55 (88.7%) | 49 (76.6%) |
| 重度障害者等 包括支援 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 208,300 | 217,600 | 226,900 |
| | | 実績 (計画比) | 197,543 (94.8%) | 206,096.25 (94.7%) | 197,838 (87.2%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 427 | 438 | 449 |
| | | 実績 (計画比) | 432 (101.2%) | 466 (106.4%) | 463 (103.1%) |



③ 第6期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 利用者一人ひとりに必要とするサービス量が保障されることを基本と考えます。
- 利用者数、利用時間数ともに、以下の要因から今後も増加傾向が続くと考え、提供体制の拡充を目指します。
 - ・ 地域移行によるニーズの増加
 - ・ 相談支援等を通じた潜在的ニーズの掘り起こし
 - ・ 既存ニーズに対して十分な利用ができていない利用者について、提供体制の拡充による利用時間数の増加
- 第5期までのサービス利用の拡大傾向を踏まえ、第6期中に必要なサービス量を見込みます。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|--------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 居宅介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 23628.75 | 26,398 | 27,000 | 27,500 | 28,000 |
| | 実利用者数 (人) | 287 | 295 | 300 | 305 | 310 |
| 重度訪問介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 160,194 | 155,822 | 166,000 | 174,000 | 182,000 |
| | 実利用者数 (人) | 63 | 60 | 65 | 67 | 69 |
| 同行援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 12,930.5 | 8,866 | 13,500 | 13,800 | 14,100 |
| | 実利用者数 (人) | 61 | 59 | 65 | 67 | 69 |
| 行動援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 9,343 | 6,752 | 10,100 | 10,600 | 11,100 |
| | 実利用者数 (人) | 55 | 49 | 60 | 62 | 64 |



| サービス種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 重度障害者等 包括支援 | 延べ利用時間数 (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 延べ利用時間数 (時間) | 206,096 | 197,838 | 216,600 | 225,900 | 235,200 |
| | 実利用者数 (人) | 466 | 463 | 490 | 501 | 512 |

※ 「重度障害者等包括支援」については、事業所がきわめて少なく（都内1か所。令和3年1月時点）、市内にも事業所がないことから、本計画においても利用を見込んでいません。

【提供体制確保のための方策】

◇ 調布市福祉人材育成センターにおける事業を引き続き推進し、従事者（ヘルパー）の育成を通じて量的な確保と質の向上による提供体制の整備を図ります。**継続**

- ・資格研修
 - 介護職員初任者研修
 - 重度訪問介護従業者養成研修
 - 医療的ケア支援者養成研修（特定の者）^(※)
 - 同行援護従業者養成研修
 - 行動援護従業者養成研修
- ・就職へのマッチング
 - 福祉のしごと相談・面接会
- ・専門研修・階層別研修

◇ 調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングや「サービスのあり方検討会」を活用しながら、事業所へのアプローチによる精神障害者の支援への理解促進と参入事業所の拡充を図ります。**新規**

◇ スムーズな利用に繋がられるよう、相談支援事業者とヘルパー事業所との連携を推進します。**取組強化**

※ 介護職員が特定の利用者について、喀痰吸引・経管栄養の医療的ケアを実施するために必要な研修



2 日中活動系サービス（第6期障害福祉計画）

(1) サービスの概要

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|------------------------|--|------------------------|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。 | 21 か所 (入所施設2か所を含む。) |
| 自立訓練 (機能訓練) | 18 か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な身体機能の維持・向上のための訓練を行います。 | 0 か所 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 24 か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。 住居を提供し宿泊により訓練を行う「宿泊型自立訓練」もあります。 | 5 か所 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に対し、24 か月を限度として、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 7 か所 |
| 就労継続支援 A型 | 一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。 | 1 か所 |
| 就労継続支援 B型 | 一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。 | 26 か所 |
| 就労定着支援 | 一般企業などで就労している人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。 | 5 か所 |

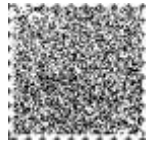


※1 「生活介護」の実績及び見込み量の算定においては、障害児施設に入所している18歳以上の入所者の利用分を除いて算定しています。

(平成30年度：287日/3人 令和元年度：347日/2人 令和2年度：184日/1人)

※2 「就労移行支援」の実績及び見込み量の算定においては、「就労面のアセスメント」のための利用分は、短期間の利用であるため除いて算定しています。

(平成30年度：59日/11人 令和元年度：33日/7人 令和2年度：実績なし)



(2) 第5期計画の評価と今後の課題

● 新たに事業所開設を行う事業者への開設相談や、開設経費の補助による支援を行い、サービスの拡大と日中活動場所の整備を進めました。

第5期計画期間中の3年間で、新たに以下の事業所が開設しています。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ・生活介護 | 3か所（知的障害2か所、精神障害1か所） |
| ・自立訓練（生活訓練） | 1か所（拡大移転・高次脳機能障害） |
| ・就労移行支援 | 2か所（精神障害2か所） |
| ・就労継続支援B型 | 3か所（知的障害2か所） |
| ・就労定着支援 | 5か所 ※平成30年度に新設されたサービス |

● 今後も特別支援学校卒業生を始めとした新規利用者のニーズに対応するため、継続的な施設整備が必要です。

● 事業所数の拡大の一方で、重度知的障害者（強度行動障害を含む。）、高齢障害者など、利用者の特性に応じた支援員の専門性の向上も必要です。

（生活介護）

● 一部の事業所で、利用者の高齢化等から、サービス種別を就労継続支援B型等から生活介護へ転換する事例（知的・精神）が複数あったため、利用者が増加しています。

● 重度知的障害者の通所施設として平成25年9月に開設された「希望の家深大寺」では、特別支援学校卒業生を中心に受け入れを進めていますが、数年先には定員に達することが見込まれ、新たな重度知的障害者の通所施設の受入れ先整備の検討が必要です。

● 医療的ケアを含む重症心身障害者のための施設として三鷹市が中心となって進めていた「調布基地跡地福祉施設（仮称）」は、平成30年度に実施した事業者公募が不調となり、当初予定していた令和3年度の事業開始が不可能となりました。今後のスケジュール等については、三市で協議・検討中です。



- 市が設置し、重症心身障害者（一部医療的ケアを含む。）を対象とする「デイセンターまなびや」では、通所者の増加ペースが大きくなっています。近く新たな利用者の受け入れが難しい状況となる可能性があり、新たな重症心身障害者の通所施設の整備が必要となることが想定されています。

（自立訓練（生活訓練））

- 市内事業所の一部で他のサービスへの事業変更による定員減等があり、利用者数は減少しましたが、利用日数としては令和元年度まで計画を上回る実績となっています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時休止した事業所があったことから、利用実績が下がる見込みとなっています。

（就労移行支援）

- 平成30年度に市内に2か所新規事業所が開設した影響もあり、利用者数は計画以上の増加となっています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響下にあっても、在宅支援の導入等が進み、他の日中活動系サービスと比較して利用は落ち込んでいません。
- 一方で、従前からの事業所では定員を縮小したり、他のサービス種別へ事業変更する事例も見られています。
- 新規就労を目指す方のほか、一般就労から退職した後の再就職を目指す方、休職からの復職を目指す方の利用ニーズも増加しています。

（就労継続支援B型）

- 利用者の工賃向上支援にも取り組み、平均工賃は上昇しています。今後も更なる工賃向上へ向けた取組が必要です。

（就労定着支援）

- 平成30年4月施行の法改正によりサービスが創設され、市が設置する「調布市知的障害者援護施設すまいる分室」では、平成30年7月より事業を開始しました。その他市内合計5か所の事業所で実施に至り、計画を大幅に上回る利用実績となっています。



| サービス種別 | 単位 | 区分 | H30 年度 (2018 年度) | R1 年度 (2019 年度) | R2 年度 (2020 年度) |
|----------------|---------------|-------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 生活介護 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 94,000 | 96,200 | 98,400 |
| | | 実績 (計画比) | 92,956 (98.9%) | 94,717 (98.5%) | 99,630 (101.2%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 440 | 450 | 460 |
| | | 実績 (計画比) | 437 (99.3%) | 458 (101.8%) | 476 (103.5%) |
| 自立訓練 (機能訓練) | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 750 | 750 | 750 |
| | | 実績 (計画比) | 189 (25.2%) | 185 (24.7%) | 24 (3.2%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 5 | 5 | 5 |
| | | 実績 (計画比) | 2 (40.0%) | 2 (40.0%) | 1 (20.0%) |
| 自立訓練 (生活訓練) | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| | | 実績 (計画比) | 8,606 (107.6%) | 8,229 (102.9%) | 7,402 (92.5%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 140 | 140 | 140 |
| | | 実績 (計画比) | 145 (103.6%) | 119 (85.0%) | 106 (75.7%) |
| 就労移行支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 9,600 | 10,100 | 10,600 |
| | | 実績 (計画比) | 10,521 (109.6%) | 11,829 (117.1%) | 12,788 (120.6%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 99 | 104 | 109 |
| | | 実績 (計画比) | 118 (119.2%) | 134 (128.8%) | 120 (110.1%) |
| 就労継続支援 A型 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 4,700 | 5,050 | 5,400 |
| | | 実績 (計画比) | 4,086 (86.9%) | 3,396 (67.2%) | 3,668 (67.9%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 28 | 30 | 32 |
| | | 実績 (計画比) | 29 (103.6%) | 23 (76.7%) | 22 (68.8%) |

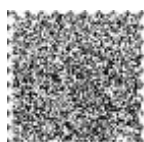


| サービス種別 | 単位 | 区分 | H30 年度 (2018 年度) | R1 年度 (2019 年度) | R2 年度 (2020 年度) |
|---------------|---------------|-------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 就労継続支援 B 型 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 86,500 | 88,000 | 89,500 |
| | | 実績 (計画比) | 87,478 (101.1%) | 88,823 (100.9%) | 88,998 (99.4%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 600 | 610 | 620 |
| | | 実績 (計画比) | 639 (106.5%) | 654 (107.2%) | 650 (104.8%) |
| 就労定着支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 10 | 13 | 16 |
| | | 実績 (計画比) | 30 (300.0%) | 48 (369.2%) | 50 (312.5%) |

(3) 第6期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 利用者の意向、障害特性、年齢等、その人に合った活動の場が整備されることを基本と考える。
- 今後の特別支援学校等卒業生に必要な日中活動場所が確保されるよう、卒業生の見込み数及び利用が想定されるサービス種別の推計から、必要なサービス量を見込み、施設整備を進めます。
- 自立訓練は、利用期間が一定（1年6か月又は2年）で利用者の入れ替わりもあることから、第5期までのサービスの利用状況を踏まえ、第6期中に必要なサービス量を見込みます。
- 就労移行支援、就労定着支援については、より多くの障害者が一般就労し、働き続けられることをめざし、引き続き利用の拡大を見込みます。



【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|----------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 生活介護 | 延べ利用日数 (日) | 94,717 | 99,630 | 101,700 | 103,800 | 105,900 |
| | 実利用者数 (人) | 458 | 476 | 485 | 495 | 505 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 延べ利用日数 (日) | 185 | 24 | 300 | 300 | 300 |
| | 実利用者数 (人) | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 延べ利用日数 (日) | 8,229 | 7,402 | 8,500 | 8,500 | 8,500 |
| | 実利用者数 (人) | 119 | 106 | 120 | 120 | 120 |
| 就労移行支援 | 延べ利用日数 (日) | 11,829 | 12,788 | 13,500 | 14,000 | 14,500 |
| | 実利用者数 (人) | 134 | 120 | 140 | 145 | 150 |
| 就労継続支援 A型 | 延べ利用日数 (日) | 3,396 | 3,668 | 4,000 | 4,350 | 4,700 |
| | 実利用者数 (人) | 23 | 22 | 24 | 26 | 28 |
| 就労継続支援 B型 | 延べ利用日数 (日) | 88,823 | 88,998 | 90,500 | 92,000 | 93,500 |
| | 実利用者数 (人) | 654 | 650 | 660 | 670 | 680 |
| 就労定着支援 | 実利用人数 (人) | 48 | 50 | 60 | 70 | 80 |



【提供体制確保のための方策】

- ◇ 事業所開設経費の補助を継続するとともに、補助対象の選定にあたっては事業者の公募を行い、より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。**継続**
- ◇ 施設運営に係る各種補助金を継続し、事業所の安定的運営の支援と、サービスの質の確保、向上を図ります。**継続**
- ◇ 「デイセンターまなびや」に続く重症心身障害者施設の整備は喫緊の課題であり、特別支援学校卒業生等に必要なサービス提供が途切れることのないよう、新たな通所先の確保について、「調布基地跡地福祉施設（仮称）」の整備動向も踏まえつつ、他の手法も取り入れて整備することも視野に入れながら整備規模、時期及び医療的ケア体制等の検討を進めます。**取組強化**
- ◇ 今後の特別支援学校卒業生を始めとした重度知的障害者（強度行動障害を含む。）の新たな通所先の整備について検討を進めます。**新規**
- ◇ 調布市こころの健康支援センターで実施する自立訓練（生活訓練）事業において、引き続き利用者のニーズに応じたプログラムを実施します。また、デイ事業（法外）とともに総合的な支援によりひきこもり等の状態にある方の社会参加の第一歩としての活動場所の提供にも取り組みます。**取組強化**
- ◇ 知的障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）事業の整備について、ちょうふだそう（障害者就労支援事業、地域活動支援センター事業）、知的障害者援護施設すまいる分室（就労移行支援、就労定着支援）とのより効果的な連携を見据えた検討を進めます。**新規**
- ◇ 市内2か所の障害者就労支援センター（ちょうふだそう、こころの健康支援センター就労支援室ライズ）との連携促進により、より一層の一般就労への移行と効率的・効果的な支援体制の構築を図ります。**継続**
- ◇ 就労定着支援事業の拡充へ向け、更なる市内事業所での事業実施について事業者との協議、検討を進めます。**継続**



3 居住系サービス（第6期障害福祉計画）

(1) サービスの概要

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、日中の時間帯は別途何らかの「日中活動系サービス」を利用します。対象となるサービスは、次のとおりです。

| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|-----------------------------|---|------------------|
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、主に夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 | 2 箇所 |
| 療養介護 | 医療と常時の介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。 | 0 箇所 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 入所施設よりも小規模な共同生活を行う住居で、食事や掃除などの家事支援、日常生活上の相談支援のほか、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護、日中活動利用支援などを行います。 | 42 箇所 (ユニット数) |
| 自立生活援助 | 地域で単身生活をしている人などに対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 | 1 箇所 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅での介護者の病気などの理由により、短期間の入所が必要な人に対し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 | 7 箇所 |

※ 「施設入所支援」は、障害児施設に入所している 18 歳以上の入所者の利用分を除いています。
(平成 30 年度：3 人 令和元年度：2 人 令和 2 年度：1 人)





(2) 第5期計画の評価と今後の課題

(施設入所支援)

- 利用者の地域移行のほか、高齢化による他施設への転所、入院等による退所者の数が新規入所者を上回り、減少傾向にあります。一方、新たに入所を希望する利用者も一定数存在しています。

(療養介護)

- 重症心身障害者の入所希望が引き続きある状況ですが、市内に重度重複障害者グループホームが開設したことにより、以前より減少しています。

(共同生活援助)

- 新たにグループホームの開設を行う事業者への開設相談や、開設経費の補助による支援を行い、サービスの拡大と新たなグループホームの整備を進めました。

平成30年度からの3年間で、新たに13ユニット^(※)、合計定員69人分(知的障害5ユニット/31人分、精神障害8ユニット/38人分)のグループホームが開設しています。

- 量的拡大に伴い、人材確保やグループホーム同士のネットワーク構築も課題となっています。令和元年度から、市内の知的障害者グループホーム連絡会を開催し、情報交換や共通課題に関する検討等を行っています。

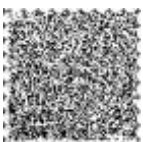
- 利用者の高齢化、重度化や、様々な障害のニーズに対応した多様なグループホームの充実も必要です。

- 調布市社会福祉事業団が開設するグループホームに運営補助を行うことで、令和2年11月に市内2か所めの重度知的障害者向けグループホームが開設しました。あわせて、市が設置する重度知的障害者向けグループホーム「じょい」との役割分担により、同性介助の徹底に取り組んでいます。

- 市が設置する体験型グループホーム「すてっぷ」においても、同性介助の確保とあわせて、利用希望者が多く待機期間が長くなっていることも課題です。

(自立生活援助)

- 平成30年4月施行の法改正によりサービスが創設され、隣市の事業所の利用のほか、市内1か所で実施に至り、計画を大幅に上回る利用実績となっています。



※ ユニット：グループホームの単位。1ユニット2人から10人が定員となります。

(短期入所)

- 新たに開設するグループホームへの短期入所枠の併設を補助金により支援し、新たに知的障害者向け 1 か所の事業所が開設しました。
- 利用者のニーズは引き続き高く、市が設置する「知的障害者援護施設なごみ」をはじめ、予約が取りにくい状況があり、更なる提供体制の確保が必要です。
- 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、利用を一時縮小したり停止したりした事業所があったため低い利用実績となっています。

| サービス種別 | 単位 | 区分 | H30 年度 (2018 年度) | R1 年度 (2019 年度) | R2 年度 (2020 年度) |
|--------|---------------|-------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 施設入所支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 140 | 138 | 135 |
| | | 実績 (計画比) | 144 (102.9%) | 143 (103.6%) | 135 (100.0%) |
| 療養介護 | 実利用者数 (人) | 計画 | 21 | 22 | 22 |
| | | 実績 (計画比) | 21 (100.0%) | 24 (109.1%) | 22 (100.0%) |
| 共同生活援助 | 実利用者数 (人) | 計画 | 228 | 236 | 244 |
| | | 実績 (計画比) | 249 (109.2%) | 271 (114.8%) | 275 (112.7%) |
| 自立生活援助 | 実利用者数 (人) | 計画 | 3 | 4 | 5 |
| | | 実績 (計画比) | 10 (333.3%) | 16 (400.0%) | 20 (400.0%) |
| 短期入所 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 7,600 | 7,850 | 8,100 |
| | | 実績 (計画比) | 7,355 (96.8%) | 7,161 (91.2%) | 6,076 (75.0%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 165 | 170 | 175 |
| | | 実績 (計画比) | 166 (100.6%) | 166 (97.6%) | 130 (74.3%) |



③ 第6期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 施設入所支援、療養介護は、令和元年度末時点の入所者数を基礎とし、今後の地域移行等による退所者と新規の利用者数をほぼ同一と想定し、利用者数を見込みます。
- 入所施設や精神科病院への入院等からグループホームへの地域移行を進めるため、また、障害者が住み慣れた地域で生活し続けられるために、グループホームの拡充を今後進めます。
各年度においてグループホーム2か所程度の開設を見込みます。
- 自立生活援助は、国の令和3年度報酬改定の内容を踏まえ、対象の拡大による利用者増を見込みます。
- 短期入所は、なおニーズに対して提供量が不足しているものと考え、提供体制の拡充を図ります。

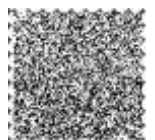
【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|--------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 施設入所支援 | 実利用者数 (人) | 143 | 135 | 135 | 135 | 135 |
| 療養介護 | 実利用者数 (人) | 24 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 共同生活援助 | 実利用者数 (人) | 271 | 275 | 286 | 298 | 310 |
| 自立生活援助 | 実利用者数 (人) | 16 | 20 | 25 | 30 | 35 |
| 短期入所 | 延べ利用日数 (日) | 7,161 | 6,076 | 7,600 | 7,850 | 8,100 |
| | 実利用者数 (人) | 166 | 130 | 170 | 175 | 180 |



【提供体制確保のための方策】

- ◇ 入所施設からの地域移行を進めるため、地域の受け皿としてのグループホームの整備に引き続き取り組みます。**継続**
- ◇ グループホームの新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し、市内におけるグループホームの利用拡大を推進します。**継続**
- ◇ 重度障害者、高齢障害者など、障害の種別、程度等によらず、様々な障害種別に対応したグループホームの整備を推進します。整備にあたっては、知的障害者を対象としたアパート型やサテライト型、精神障害者を対象とした滞在型やサテライト型のホームなど多様なニーズへの対応を図ります。**継続**
- ◇ 体験型グループホームの拡充により、より多くの障害者がグループホームでの生活を体験できる機会を整備します。**新規**
- ◇ 自立生活援助については、サービスの対象者について、適切な支給決定を行うとともに、事業者との協議や働きかけにより、既存事業所の提供体制拡大や新規参入を促進します。**取組強化**
- ◇ 短期入所については、事業者と協議を行い、引き続き新規に開設するグループホームへの短期入所枠の設置を推進するとともに、新たな短期入所枠の整備について、近隣市と課題を共有しながら広域的な整備を含め幅広く検討を進めます。**取組強化**



4 相談支援（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

(1) サービスの概要

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

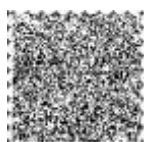
| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|---------|--|--------|
| 計画相談支援 | 障害者総合支援法に基づくサービス ^(※1) を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。 | 14 か所 |
| 障害児相談支援 | 児童福祉法に基づくサービス ^(※2) を利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。 | 10 か所 |
| 地域移行支援 | 施設等に入所している障害者または精神科病院等に入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。 | 4 か所 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活する方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や訪問等の支援を行います。 | 4 か所 |

◆「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」とは・・・

障害福祉サービス等の利用者が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するためにつくる計画です。計画の内容は、市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、サービス利用時には支援に関わる人たちの「共通目標」となります。計画により利用者の意向をサービスに反映しやすくなり、より一体的な支援を受けることができます。

※1 訪問系サービス（19 ページ）、日中活動系サービス（24 ページ）、居住系サービス（31 ページ）の全てと、地域移行支援、地域定着支援を指します。

※2 児童通所サービス（40 ページ）の全てを指します。



(2) 第5期計画・第1期計画の評価と今後の課題



- 平成30年度からの3年間で、市内で新たに3か所の事業所が開設し、利用者数も増加していますが、計画で見込んだ量までは拡大が図れておらず、引き続き相談支援専門員の量的拡大が必要です。
- 現在も、「計画相談支援」では約34%、「障害児相談支援」では約73%の利用者が「セルフプラン」による作成となっています。
- 基幹相談支援センターである障害福祉課に「相談支援コーディネーター」及び「医療等相談員」を配置し、サービス等利用計画の作成と医療的ケアが必要な方への対応の充実を図りました。
- 調布市障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会「サービスのあり方検討会」において、相談支援事業所間の情報共有や研修等を行い、質の向上に努めています。令和元年度より設置した「調布市障害児・者地域生活支援拠点連絡会」^(※1)との一体的運用を図ることで、地域課題の抽出をより効果的に行うとともに、関連する報酬(加算)^(※2)の算定を促進し、相談支援事業所の経営改善を図っています。
- 市が通所施設に交付している障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金について、令和2年度からの改正で、計画相談支援・障害児相談支援を実施している法人が運営する事業所について補助率を引き上げることとし、事業の間接的支援と参入促進を図っています。
- 地域移行支援は、標準利用期間が「6か月」と定められているため利用者数に上下はありますが、概ね計画値かそれ以上で推移しています。
- 地域定着支援は、自立生活援助の標準利用期間(1年)を終了した利用者の移行^(※3)を中心に利用者が増加していますが、計画で見込んだ量までの拡大には至っていません。

※1 69ページ参照

※2 相談支援事業所が地域生活支援拠点の一部となることで算定できる加算(地域生活支援拠点等相談強化加算(700単位)、地域体制強化共同支援加算(2,000単位))

※3 「自立生活援助」は、平成30年4月のサービス創設時より、利用終了者はその後「地域定着支援」の利用に移行することが想定されています。

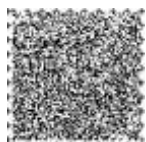


| サービス種別 | 単位 | 区分 | H30 年度 (2018 年度) | R1 年度 (2019 年度) | R2 年度 (2020 年度) |
|---------|--------------|-------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 計画相談支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 1,400 | 1,450 | 1,500 |
| | | 実績 (計画比) | 935 (66.8%) | 1,032 (71.2%) | 1,127 (75.1%) |
| 障害児相談支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 310 | 330 | 350 |
| | | 実績 (計画比) | 115 (37.1%) | 130 (39.4%) | 142 (40.6%) |
| 地域移行支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 6 | 6 | 6 |
| | | 実績 (計画比) | 6 (100.0%) | 10 (166.7%) | 6 (100.0%) |
| 地域定着支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 20 | 30 | 40 |
| | | 実績 (計画比) | 6 (30.0%) | 6 (20.0%) | 20 (50.0%) |

(3) 第6期計画・第2期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- いわゆる「セルフプラン」によるサービス利用は、利用者等の自由な意思決定に基づくものを除き、必要最低限度とすることを基本とし、今後も順次「セルフプラン」から相談支援事業所による計画作成への移行を推進します。
- サービスを利用するすべての障害者・障害児が計画相談支援・障害児相談支援を利用することを原則とし、サービス全体の利用者数を勘案して必要量を見込みます。
- より多くの障害者が地域で安心して生活ができるよう、地域移行支援・地域定着支援のサービスの拡充を図ります。



【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画・第2期計画 | | |
|---------|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 計画相談支援 | 実利用者数 (人) | 1,032 | 1,127 | 1,750 | 1,800 | 1,850 |
| 障害児相談支援 | 実利用者数 (人) | 130 | 142 | 560 | 580 | 600 |
| 地域移行支援 | 実利用者数 (人) | 10 | 6 | 8 | 8 | 8 |
| 地域定着支援 | 実利用者数 (人) | 6 | 20 | 30 | 40 | 50 |

【提供体制確保のための方策】

- ◇ 引き続き相談支援事業所の増加を図るため、事業者との協議や働きかけにより、既存事業所の提供体制拡大や新規参入を促進します。地域生活支援拠点に関連する加算取得の促進や、通所施設に交付している障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金による間接的支援を行います。**取組強化**
- ◇ 調布市障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会「サービスのあり方検討会」を通じて、相談支援の質の向上や効率化を図るとともに、ヘルパー事業所、ケアマネジャー等の介護保険サービス事業所、医療機関との連携に取り組みます。また、介護保険制度への移行に備え、利用者への情報提供と地域包括支援センター等の関係機関との情報共有に取り組みます。**取組強化**
- ◇ 特定相談支援事業所、関係機関との連携を通じて、地域移行支援・地域定着支援の対象者の掘り起こしや適切な支給決定に努めます。**継続**

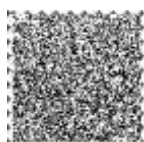


5 児童通所サービス（第2期障害児福祉計画）

(1) サービスの概要

障害のある，または障害のおそれのある児童について，施設への通所などにより，必要な療育を実施するサービスです。（児童福祉法に基づくサービスです。）

| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|-------------------------|--|--------|
| 児童発達支援 | 障害児に対し，通所により日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練などを行います。 | 5 か所 |
| 医療型 児童発達支援 | 肢体不自由のある児童に対し，児童発達支援と同様のサービスに加え，医療機関での治療を行います。 | 0 か所 |
| 放課後等 デイサービス | 就学している障害児に対し，授業の終了後または休業日に通所により生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進などの活動を行います。 | 21 か所 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 重度の障害等の状態にあり，障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し，居宅を訪問して発達支援を行います。 | 1 か所 |
| 保育所等 訪問支援 | 障害児が通う保育所等を専門スタッフが定期的に訪問し，その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 | 1 か所 |



(2) 第1期計画の評価と今後の課題



- 新たに事業所開設を行う事業者への開設相談や、開設経費の補助による支援を行い、サービスの拡大と日中活動場所の整備を進めました。

第1期計画期間中の3年間で、新たに以下の事業所が開設しています。

- ・児童発達支援 1か所
- ・放課後等デイサービス 1か所
- ・多機能型（児童発達支援・放課後等デイサービス） 1か所

- 事業所数の量的な拡大の一方、肢体不自由児、重症心身障害児、医療的ケア児などの増加に対して利用できる事業所は限られており、今後も整備が必要です。

- 市が設置する子ども発達センター通園事業では、平成30年9月から職員による医療的ケアを開始しました。また、令和2年10月から給食提供を開始し、「児童発達支援センター」^(※)に移行しています。

- 市が設置する学童クラブ（児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」を行う施設）について、障害児を優先して受け入れる施設を令和2年4月に開設しました。

（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時利用を控えた児童があったことから、利用実績が下がる見込みとなっていますが、利用者数が計画以上の増加となっています。特に3年前と比較して障害者手帳を所持していない児童（発達障害など）の利用が大きく増加しています。

- 民間事業所の増加に伴い、市が設置する放課後等デイサービス事業「ぴっころ」においては、他の事業所では受入れが限られている肢体不自由児等の利用が増加しています。

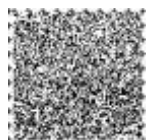
（居宅訪問型児童発達支援）

- 平成30年4月施行の法改正によりサービスが創設され、市が設置する子ども発達センターにおいて、令和3年2月に居宅訪問型児童発達支援事業所の指定を受け、サービスを提供する体制を整えました。

（保育所等訪問支援）

- 市が設置する子ども発達センターでの保育所等訪問支援事業の利用を中心に、利用が進んでいます。

※ 児童発達支援センター：児童福祉法に基づく「施設」の名称。「児童発達支援」などの通所による療育のほか、保育所等訪問支援などの地域支援を行う、障害児支援の中核的な施設とされています。



| サービス種別 | 単位 | 区分 | H30 年度 (2018 年度) | R1 年度 (2019 年度) | R2 年度 (2020 年度) |
|-----------------|---------------|-------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 11,300 | 11,700 | 12,100 |
| | | 実績 (計画比) | 10,752 (95.2%) | 14,214 (121.5%) | 13,210 (109.2%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 130 | 135 | 140 |
| | | 実績 (計画比) | 148 (113.8%) | 204 (151.1%) | 200 (142.9%) |
| 医療型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 450 | 450 | 450 |
| | | 実績 (計画比) | 269 (59.8%) | 359 (79.8%) | 157 (34.9%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 8 | 8 | 8 |
| | | 実績 (計画比) | 9 (112.5%) | 7 (87.5%) | 6 (75.0%) |
| 放課後等 デイサービス | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 42,600 | 44,500 | 46,400 |
| | | 実績 (計画比) | 39,887 (93.6%) | 45,291 (101.8%) | 43,245 (93.2%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 335 | 350 | 365 |
| | | 実績 (計画比) | 354 (105.7%) | 378 (108.0%) | 390 (106.8%) |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 24 | 36 | 48 |
| | | 実績 (計画比) | 0 (0.0%) | 29 (80.6%) | 20 (41.7%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 2 | 3 | 4 |
| | | 実績 (計画比) | 0 (0.0%) | 1 (33.3%) | 1 (25.0%) |
| 保育所等 訪問支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 60 | 60 | 60 |
| | | 実績 (計画比) | 30 (50.0%) | 114 (190.0%) | 48 (80.0%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 5 | 5 | 5 |
| | | 実績 (計画比) | 2 (40.0%) | 8 (160.0%) | 7 (140.0%) |



③ 第2期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 事業所数の拡大が進んでいるほか、多様な活動内容へのニーズもあることから、今後も利用者は増加していくと見込みます。
- 肢体不自由児，重症心身障害児，医療的ケア児等，現在の提供体制においては利用できる事業所が限られる児童の通所先の確保に優先して取り組みます。
- 居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援では，子ども発達センターでの事業利用者を主として見込みます。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | | 第2期計画 | | |
|-----------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 14,214 | 13,210 | 14,700 | 15,050 | 15,400 |
| | 実利用者数 (人) | 204 | 200 | 210 | 215 | 220 |
| 医療型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 359 | 187 | 300 | 300 | 300 |
| | 実利用者数 (人) | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 放課後等 デイサービス | 延べ利用日数 (日) | 45,291 | 43,245 | 48,000 | 49,200 | 50,400 |
| | 実利用者数 (人) | 378 | 390 | 400 | 410 | 420 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 29 | 20 | 120 | 144 | 168 |
| | 実利用者数 (人) | 1 | 1 | 5 | 6 | 7 |
| 保育所等 訪問支援 | 延べ利用日数 (日) | 114 | 48 | 72 | 84 | 96 |
| | 実利用者数 (人) | 8 | 7 | 6 | 7 | 8 |



【提供体制確保のための方策】

- ◇ 事業所開設経費の補助を継続するとともに、補助対象の選定にあたっては事業者の公募を行い、より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。

継続

- ◇ 施設運営に係る各種補助金を継続し、事業所の安定的運営の支援と、サービスの質の確保、向上を図ります。**継続**

- ◇ 市が設置する放課後等デイサービス事業「ぴっころ」について、実施場所である総合福祉センターの建て替えに伴い、移転・更新後の事業実施体制について、利用状況の変化も踏まえた検討を進めます。**取組強化**

- ◇ 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援においては、子ども発達センターでの事業実施について、利用者への一層の周知と支援内容の充実を図ります。**取組強化**



第4章 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」は、「障害福祉サービス」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、こちらは全国統一の基準でなく、サービスの内容を都道府県、市町村などの自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。実施する内容や形態（直営・委託・補助など）とそれに係る事業者の報酬、利用者負担額などの仕組みは自治体により異なります。

全ての自治体が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。

特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が地域生活支援事業として実施します。

（参考例）東京都地域生活支援事業

- ・ 発達障害者支援センター運営事業
- ・ 高次脳機能障害支援普及事業
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業 など

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

- 調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。
- 各サービスにおける実績及び見込み量は、利用時間数及び利用日数については各年度の全ての利用者の利用量の年間合計の数値を、利用者数については年間の実利用者数を記載しています。
- 一部の事業については、事業の性格上、国の基本指針に沿って見込み量を数値ではなく「事業の実施の有無」で定めます。
- 令和2年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、令和2年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。
- 令和2年度の実績は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、サービス種別によっては大きく減少が見込まれています。これらのサービス種別における本計画期間に必要なサービス量の見込みは、令和元年度の実績をもとに算定しています。



1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

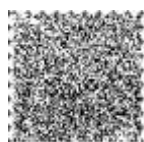
- 地域活動支援センター事業、こころの健康支援センター等における取組のほか、障害者を地域で支える体制づくり事業やヘルプカード事業等により障害への理解促進・啓発に積極的に取り組んでいます。今後も同様の取組を継続するとともに、ヘルプカードの普及促進等により社会的障壁の除去を推進します。
- 障害者地域自立支援協議会のワーキング・グループで障害理解の促進について協議を行い、課題の整理と計画策定への意見具申を行いました。
- ヘルプカード・ヘルプマークや障害者差別解消法の普及啓発を継続的に図り、認知度は向上していますが、今後もより一層の周知が必要です。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|-----------------|----|----|-------------------|------------------|------------------|
| 理解促進研修 ・啓発事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

【第6期計画における事業の方向性】

- 共生社会の実現へ向けて、障害理解の促進や障害者差別解消法の普及啓発等に引き続き取り組みます。市民へ向けた発信にあたっては、障害者地域自立支援協議会からの提言を踏まえ、当事者自身による発信機会の確保にも留意しながら実施します。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|-----------------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 理解促進研修 ・啓発事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |



(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる活動に対する支援を行う事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 地域活動支援センターや、こころの健康支援センターなどの事業において当事者主体による情報交換や仲間づくり等の場としてサロン運営や、施設開放による当事者・家族会等の活動支援を行っています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|-----------|----|----|-------------------|------------------|------------------|
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

【第6期計画における事業の方向性】

- 引き続き事業運営や施設開放による当事者・家族等の活動支援を継続します。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|-----------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

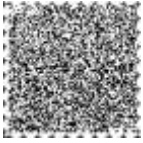
(3) 相談支援事業

障害福祉サービスの「相談支援」とは異なり、いわゆる一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要な情報の提供や、障害福祉サービス利用に関する支援等、必要な支援を行う事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- ドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3事業所で障害者相談支援事業を実施するとともに、障害福祉課に基幹相談支援センターを設置し、3か所の相





談支援事業所との連携を強化しつつ、相談支援の充実を図っています。

住宅入居等支援事業は、地域の体制整備等広域的な取組を中心として、障害者 相談支援事業の一環として継続して実施しています。

- 障害者地域自立支援協議会のワーキング・グループで非常時の地域ネットワークづくりについて協議を行い、課題の整理と計画策定への意見具申を行いました。
- 福祉のみならず、保健医療、住まい、就労、教育など他機関・他分野にわたる支援機関のネットワークを構築し、支援内容の調整を図るため、「相談支援包括化推進会議」を設置し、障害、高齢、子どもなどの枠にとらわれない横断的、包括的な支援体制や地域住民による支え合いのしくみづくりに取り組んでいます。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|-----------------------|----|----|-------------------|------------------|------------------|
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 計画 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 | 3 | 3 | 3 |
| 基幹相談支援センター | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等 機能強化事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

【第6期計画における事業の方向性】

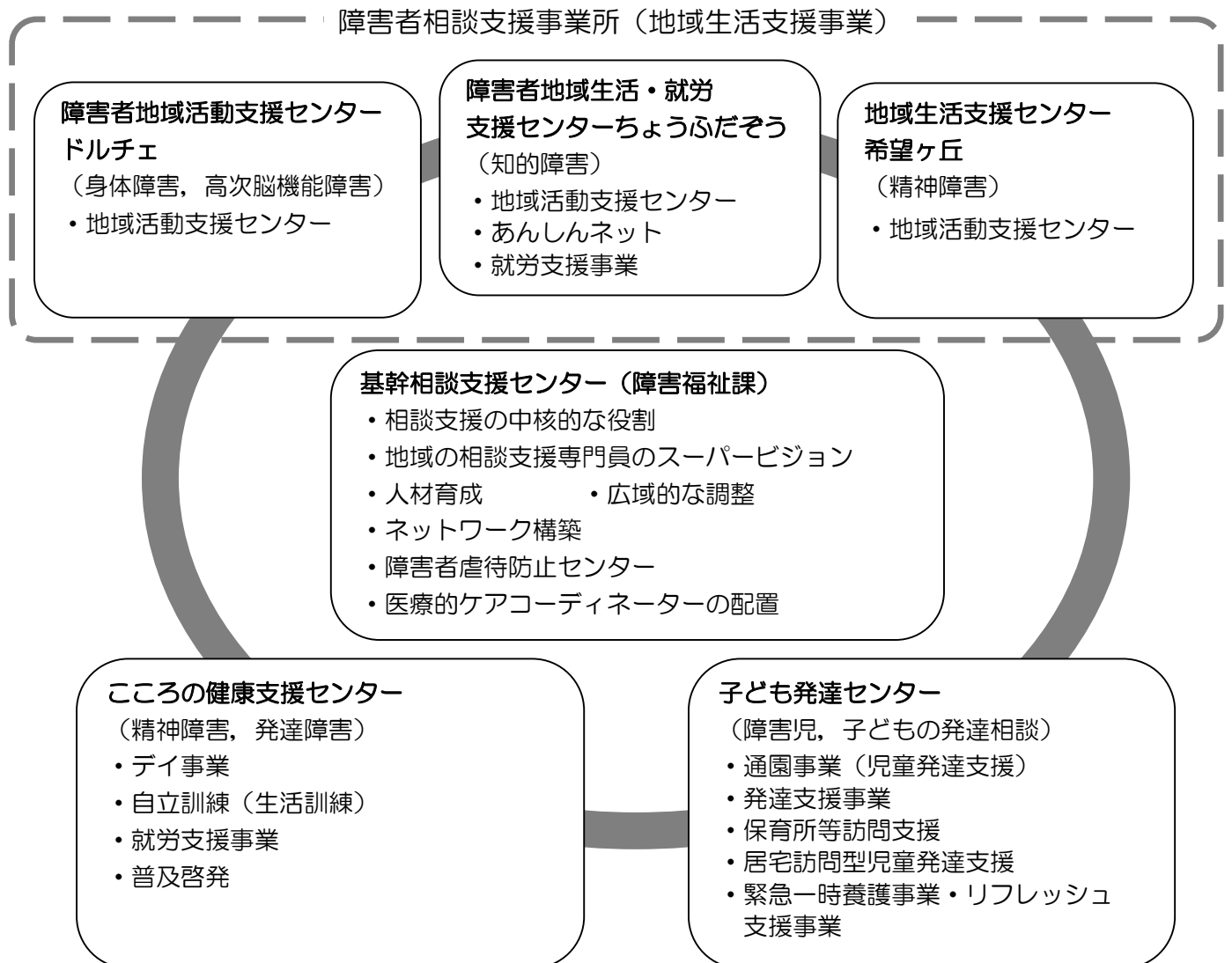
- 年齢やライフステージの切れ目なく障害者が安心して地域生活をおくれるよう、基幹相談支援センター（障害福祉課）、子ども発達センター、こころの健康支援センターと、3か所の相談支援事業所を中心とした相談支援体制を継続するとともに、体制の強化を図っていきます。また、きょうだい児・者や介護者（ケアラー）への支援を含め、本人だけでなく家族全体として捉え、支えていく視点から支援の展開を図ります。
- 相談支援にあたる職員の障害福祉以外の分野の制度や医療的ケア等への知識・理解の向上とともに、市民全体への相談窓口の一層の周知に努めます。
- 障害者地域自立支援協議会からの意見具申を踏まえ、非常時における相談支援事業所を中心としたネットワーク、支援体制の構築へ向けて検討を進めます。



- 「相談支援包括化推進会議」を中心として、関係機関との連携による分野を超えた相談支援の包括化に取り組めます。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|-----------------------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 基幹相談支援センター | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等 機能強化事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

＜調布市内の障害児・者相談支援体制＞



(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方で、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用、後見等報酬）の支払いが困難な方にその費用を支給する事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 成年後見制度の利用に要する費用助成としての利用実績はありませんが、申立する親族がない障害者について障害福祉課にて市長申立^(※)の支援を行った事例はあり、ここでは当該件数を実績として計上します。

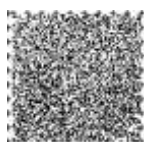
| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|------------------|----|-------------|-------------------|------------------|------------------|
| 成年後見制度 利用支援事業 | 件 | 計画 | 2 | 3 | 3 |
| | | 実績 (計画比) | 5 (250.0%) | 0 (0.0%) | 4 (133.3%) |

【第6期計画における事業の方向性】

- 成年後見制度の利用が必要な方は今後も増加していくと見込まれ、相談支援を通じて、制度の周知を含め、必要とする人が確実に制度を利用できるように取り組んでいきます。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|------------------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 成年後見制度 利用支援事業 | 件 | 0 | 4 | 4 | 5 | 5 |

※ 親族等による申立が困難な場合において、その福祉を図るために特に必要があると認めるときに市長を申立権者として家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立を行うもの



⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害者に係る民法に規定する後見，保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 近隣4市と共同で設立・運営している一般社団法人多摩南部成年後見センターにおいて，福祉面に配慮した法人による後見事務等を実施しています。
- 平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の規定により，地域における成年後見制度利用促進に資する体制整備を協働して進めていくことを目的として，令和2年3月に「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|--------------------|----|----|-------------------|------------------|------------------|
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

【第6期計画における事業の方向性】

- センターの機能の見直しを含め，権利擁護体制の充実により一層努めていきます。また，受任者の拡大を図るため，社会貢献型後見人（市民後見人）の育成拡充に取り組みます。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|--------------------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |



⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記などの方法により意思疎通支援を行う者の派遣を行う事業です。

※1 本事業とは別途に、図書館で音訳・点訳による支援を行うとともに、音訳者・点訳者の養成を行っています。

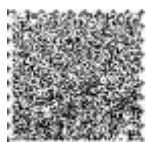
※2 専門性の高い意思疎通支援を行う以下の者の養成研修事業・派遣事業は、都道府県地域生活支援事業として実施することとされています。

- ・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業
- ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 利用実績は見込み量に達していませんが、より多くの方が必要時に手話通訳等を利用できる環境を確保するため、通訳者を今後も養成、確保していくことが必要です。
- 要約筆記の利用希望が計画と比較して少なくなっていますが、利用希望があった場合にはサービスを提供できる体制を維持しています。
- 障害福祉課に手話通訳者を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続きの支援を行っています。

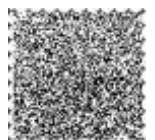
| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|---------|---------------|-------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 手話通訳者派遣 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 600 | 600 | 600 |
| | | 実績 (計画比) | 693 (115.5%) | 634 (105.7%) | 595 (99.2%) |
| 要約筆記者派遣 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 25 | 25 | 25 |
| | | 実績 (計画比) | 1 (4.0%) | 0 (0.0%) | 10 (40.0%) |
| 手話通訳者設置 | 設置者数 (人) | 計画 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 (計画比) | 1 (100.0%) | 1 (100.0%) | 1 (100.0%) |



【第6期計画における事業の方向性】

- これまでの実績をもとに見込み量を設定しますが、手話通訳、要約筆記は聴覚障害、音声機能障害または言語機能障害により意思疎通に支援の必要な方の地域生活及び社会参加のために必須のものであり、今後も充実を図ります。
- 従事者を対象とした交流会や研修会等を通じて通訳者の専門性向上とスキルアップを図ります。
- 電話リレーサービス、遠隔通訳サービスなどのICT技術を活用した新たな意思疎通支援手段についても、国や東京都の取組を注視しながら利用者への周知等に努めるとともに、市においても体制整備の検討を進めます。
- 手話通訳者以外の東京都が実施する意思疎通支援事業等についても、利用者への適切な情報提供に努めます。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|---------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 手話通訳者派遣 | 延べ利用件数 (件) | 634 | 595 | 650 | 650 | 650 |
| 要約筆記者派遣 | 延べ利用件数 (件) | 0 | 10 | 20 | 20 | 20 |
| 手話通訳者設置 | 設置者数 (人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |



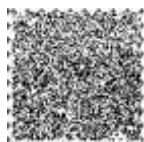
(7) 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、特殊ベッド、各種信号装置、ストーマ装具、住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- サービスの特性上、各年度で実績の差異がありますが、概ね計画値から極端に乖離することなく推移しています。障害者からの個別の相談に応じ支給決定を行うとともに、要望等に応じて対象用具を見直し、品目の追加等を行いました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|--------------------------|---------------|-------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 介護・訓練 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 18 | 18 | 18 |
| | | 実績 (計画比) | 12 (66.7%) | 24 (133.3%) | 12 (66.7%) |
| 自立生活 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 43 | 43 | 43 |
| | | 実績 (計画比) | 42 (97.7%) | 32 (74.4%) | 34 (79.1%) |
| 在宅療養等 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 28 | 28 | 28 |
| | | 実績 (計画比) | 34 (121.4%) | 46 (164.3%) | 46 (164.3%) |
| 情報・意思疎通 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 25 | 25 | 25 |
| | | 実績 (計画比) | 40 (160.0%) | 52 (208.0%) | 36 (144.0%) |
| 排泄管理 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| | | 実績 (計画比) | 4,447 (110.2%) | 3,775 (94.8%) | 3,009 (75.2%) |
| 居宅生活動作 補助用具 (住宅改修) | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 15 | 15 | 15 |
| | | 実績 (計画比) | 3 (20.0%) | 7 (46.7%) | 10 (66.7%) |



【第6期計画における事業の方向性】

- 今後も製品の多様化に伴う障害者のニーズに的確に対応できるよう、対象用具や対象者の要件について必要に応じて検討します。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|--------------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 介護・訓練 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 24 | 12 | 18 | 18 | 18 |
| 自立生活 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 32 | 34 | 35 | 35 | 35 |
| 在宅療養等 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 46 | 46 | 35 | 35 | 35 |
| 情報・意思疎通 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 52 | 36 | 45 | 45 | 45 |
| 排泄管理 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 3,775 | 3,009 | 3,800 | 3,800 | 3,800 |
| 居宅生活動作 補助用具 (住宅改修) | 延べ利用件数 (件) | 7 | 10 | 10 | 10 | 10 |



(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援を行う者（手話奉仕員）を養成する事業です。
 （専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成は都道府県事業として実施されます。）

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 調布市社会福祉協議会が実施する手話通訳者養成事業に補助を行い、引き続き必要な手話奉仕員の確保を図りました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年度は基礎コースが開催中止となっています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|------------------|-------------|-------------|-----------------------|----------------------|---------------------------|
| 基礎コース (手話奉仕員) | 修了者数 (人) | 計画 | 50 | 50 | 50 |
| | | 実績 (計画比) | 46 (92.0%) | 41 (82.0%) | 0 (開催中止) (0.0%) |
| 養成コース (手話通訳者) | 修了者数 (人) | 計画 | 10 | 10 | 10 |
| | | 実績 (計画比) | 11 (110.0%) | 8 (80.0%) | 8 (80.0%) |

【第6期計画における事業の方向性】

- 調布市社会福祉協議会が実施する養成事業への補助により、引き続き必要な手話奉仕員・手話通訳者の確保を図ります。あわせて研修等による通訳者のスキルアップを図り、より聴覚障害者が利用しやすい環境を整備します。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 基礎コース (手話奉仕員) | 修了者数 (人) | 41 | 0 | 50 | 50 | 50 |
| 養成コース (手話通訳者) | 修了者数 (人) | 8 | 8 | 10 | 10 | 10 |



⑨ 移動支援事業

一人では外出できない知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む。）、全身性障害者、難病患者等について、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 調布市福祉人材育成センターにて移動支援従業者養成研修を実施し、毎年度一定数の資格取得者、新規就労者を輩出していますが、依然として利用ニーズに対して、事業所やヘルパーの不足が続いています。
- 令和元年10月から事業者の登録要件を緩和し、通所施設においても移動支援事業を実施できることとし、サービス提供体制の拡大を図っています。
- 市が通所施設に交付している障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金について、令和2年度からの改正で、移動支援事業を実施している法人が運営する事業所の補助率を引き上げることとし、事業の間接的支援と参入促進を図っています。
- 令和2年度からの改正で、一定条件のもと特別支援学級への「通学」を目的とする利用を可能としました。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で利用実績が下がる見込みとなっていますが、市では衛生用品等のかかり増し経費のため、臨時に支援費の上乗せを実施して事業者の支援を図っています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|--------|-----------------|-------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 移動支援事業 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 15,500 | 16,300 | 17,100 |
| | | 実績 (計画比) | 15,251 (98.4%) | 14,736 (90.4%) | 8,314 (48.6%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 175 | 180 | 185 |
| | | 実績 (計画比) | 176 (100.6%) | 174 (96.7%) | 130 (70.2%) |



【第6期計画における事業の方向性】

- 引き続き、調布市福祉人材育成センターで従業者養成研修を実施し、ガイドヘルパーの更なる育成・確保を図ります。
- 市が設置する通所施設での実施へ向けて検討を進めるとともに、民間事業所での実施拡大へ向けて事業者との協議を進めます。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|--------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 移動支援事業 | 延べ利用時間数 (時間) | 14,736 | 8,314 | 15,500 | 16,300 | 17,100 |
| | 実利用者数 (人) | 174 | 130 | 175 | 180 | 185 |

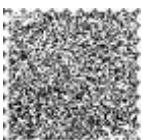
(10) 地域活動支援センター事業

基本事業としての居場所機能、創作活動、生産活動の機会を提供するほか、相談支援事業や社会資源との連携、地域ボランティアの育成・助言、障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- ドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所で事業を実施しています。相談支援事業の利用者数の増加とともに本事業の利用者数も増加が続いています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|------------------|---------------|-------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 地域活動支援 センター事業 | 設置箇所数 (箇所) | 計画 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 (計画比) | 3 (100.0%) | 3 (100.0%) | 3 (100.0%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 1,000 | 1,050 | 1,100 |
| | | 実績 (計画比) | 1,030 (103.0%) | 1,071 (102.0%) | 1,063 (96.6%) |



【第6期計画における事業の方向性】

- 今後も障害者相談支援事業と同様に3か所で事業を実施します。相談支援事業との一体的な運営で、より効果的な事業の実施に取り組みます。
- 「障害者地域活動支援センタードルチェ」について、事業実施場所である総合福祉センターの建て替えに伴い、移転・更新後の事業実施体制について、利用者の利便性や事業の継続性の確保に努めつつ検討を進めます。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 地域活動支援 センター事業 | 設置箇所数 (箇所) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実利用者数 (人) | 1,071 | 1,063 | 1,080 | 1,100 | 1,120 |



2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

自宅において一人で入浴できない、常に介護を要する障害者に入浴車を派遣して入浴サービスを行う事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 計画値には達していませんが、利用回数は増加傾向にあります。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|----------------|---------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 訪問入浴 サービス事業 | 延べ利用回数 (回) | 計画 | 950 | 1,000 | 1,050 |
| | | 実績 (計画比) | 792 (83.4%) | 817 (81.7%) | 941 (89.6%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 20 | 21 | 22 |
| | | 実績 (計画比) | 18 (90.0%) | 20 (95.2%) | 18 (81.8%) |

【第6期計画における事業の方向性】

- 在宅で生活する重度障害者に必要なサービスが提供できるよう事業を継続するとともに、引き続き事業の周知を図ります。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|----------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 訪問入浴 サービス事業 | 延べ利用回数 (回) | 817 | 941 | 1,000 | 1,050 | 1,100 |
| | 実利用者数 (人) | 20 | 18 | 20 | 21 | 22 |



(2) 日中一時支援事業

障害児・者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害児・者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

【第5期計画の評価と今後の課題】

- 就労している保護者等から、平日夕方以降の居場所の確保としてのニーズが大きくなっています。
- 障害者の平日の夕方以降や、障害児の学校休業日等における活動時間の延長ニーズに対応するため、令和元年10月から通所施設における延長支援について、市独自の助成制度を設けました。市が設置する「希望の家」でも令和2年度から開始しましたが、まだ実施事業所数は少なく、今後も事業者との協議や周知による拡大が必要です。
- 新型コロナウイルス感染拡大による学校休業期間中（令和2年3月から令和2年5月まで）においては臨時に適用を拡大し、長時間の開所を要請された放課後等デイサービス事業所の支援を行いました。これにより、令和元年度及び令和2年度は利用者数が増加しています。
- 市が通所施設に交付している障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金について、令和2年度からの改正で、日中一時支援事業を実施している事業所の補助率を引き上げることとし、事業の間接的支援と参入促進を図っています。
- 短期入所事業所等で実施する日中一時支援について、令和2年度から短時間のサービス提供に係る支援費の引き上げを行いました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | H30年度 (2018年度) | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) |
|--------------|---------------|-------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 日中一時支援 事業 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 4,400 | 4,600 | 4,800 |
| | | 実績 (計画比) | 4,095 (93.1%) | 4,761 (103.5%) | 3,223 (67.1%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 136 | 143 | 150 |
| | | 実績 (計画比) | 137 (100.7%) | 209 (146.2%) | 142 (94.7%) |



【第6期計画における事業の方向性】

○ 市が設置する通所施設での実施に向けて支援体制の整備を図るとともに、民間事業所での実施拡大へ向けて事業者との協議を進めます。

| 事業種別 | 単位 | 参考 | | 第6期計画 | | |
|--------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R1年度 (2019年度) | R2年度 (2020年度) | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 日中一時支援 事業 | 延べ利用日数 (日) | 4,761 | 3,223 | 4,800 | 5,000 | 5,200 |
| | 実利用者数 (人) | 209 | 142 | 150 | 160 | 170 |

(3) その他事業

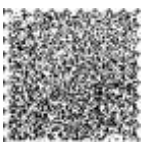
上記事業以外にも、地域生活支援事業に係る国補助金要綱の見直し等に対応し、必要に応じて新たな事業を位置付けて実施し、取組の充実と必要な財源確保に努めています。

【第5期計画期間の振り返り】

- 平成30年度から「重度障害者の大学等修学支援事業」を開始し、重度障害者の大学等への修学に必要な身体介護等を提供し、社会参加及び大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を支援しています。
- 令和2年度から、「医療的ケア児等総合支援事業」が創設され、障害福祉課における障害者福祉医療等相談員（医療的ケア児等コーディネーター）の配置を本事業に位置付けて実施しています。

【第6期計画における事業の方向性】

- 医療的ケア児支援の協議の場として設置する「医療的ケア児支援関係機関連絡会」について、令和3年度から「医療的ケア児等総合支援事業」に位置付け実施します。
- 上記各事業の継続のほか、引き続き地域生活支援事業に係る国補助金要綱の見直し等に対応し、必要に応じて新たな事業を位置付けて実施し、取組の充実と必要な財源確保に努めます。



第5章 成果目標

以下の分野については、特に具体的な「成果目標」を設定します。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標の設定にあたっては、その項目や考え方について国が基本指針^(※)を定め、市町村がそれらをもとにこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

※ 平成 18 年厚生労働省告示第 395 号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



1 福祉施設の入所者の地域生活への移行（第6期障害福祉計画）

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

(1) 第5期計画期間の振り返り

第5期計画における国の基本指針に基づき、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

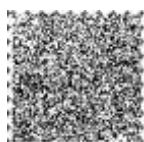
【目標1】施設入所者の地域生活への移行

| | | |
|-----------------------------|-----|------------------|
| 平成 28 年度末時点の施設入所者数 | | 135 人 |
| 上記のうち、 令和 2 年度末までの地域移行者数 | 目標値 | 5 人 (3.7%) |
| | 実績 | 5 人 (R2 年 12 月末) |

【目標2】施設入所者数の削減

| | | |
|--------------------|-----|----------------|
| 平成 28 年度末時点の施設入所者数 | | 135 人 |
| 令和 2 年度末時点の施設入所者数 | 目標値 | 135 人 (±0 人) |
| | 実績 | 135 人 (R1 年度末) |

- いずれの項目も目標値に近い、又は目標値と同水準となっています。長期入所者の高齢化が進んでおり、入所者全体における重度障害者の割合も多くなっています。



(2) 第6期計画における成果目標

【目標1】施設入所者の地域生活への移行

○ 国の基本指針

令和元年度末の施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行

○ 調布市の考え方

過去の実績及び現在の入所者の実情から、第5期に引き続き国の基本指針とは異なる独自の目標を設定することとします。地域移行者数は、第1期から第5期まで各期間5人を目標としており、第6期においても同様の目標とします。

| | | |
|------------------------------|------------|-----------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数 | | 135人 |
| 上記のうち、令和5年度末までの地域移行者数 | 目標値 | 5人(3.7%) |

【目標2】施設入所者数の削減

○ 国の基本指針

施設入所者数を、令和元年度末から1.6%以上削減

○ 調布市の考え方

施設入所のニーズもなお一定数存在することから、国の基本指針とは異なり、第5期と同様に令和元年度末時点の入所者数を超えないことを目標とします。

| | | |
|------------------------|------------|------------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数 | | 135人 |
| 令和5年度末時点の施設入所者数 | 目標値 | 135人(±0人) |



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（第6期障害福祉計画）

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたり、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが「第5期障害福祉計画」より国の基本指針に「成果目標」として位置付けられています。

区市町村においては、各圏域・市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとされています。

(1) 第5期計画期間の振り返り

- 従来より開催していた「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を本成果目標に定める協議の場として位置づけ、各機関の連携をさらに深めながら、必要な支援体制の検討を行いました。

連絡会での協議・検討を通じて精神障害者の地域生活支援における課題を抽出し、計画への意見具申としてまとめました。

(2) 第6期計画における成果目標

【目標1】保健、医療・福祉関係者による協議の場

○ 国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、以下の活動指標を設定する。

- ① 協議の場の1年間の開催回数の見込み
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
- ③ 協議の場における目標設定および評価の実施回数見込み

○ 調布市の考え方

引き続き「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。連絡会では、毎年度課題となるテーマ（目標）を設定し、関係機関同士の協議・連携のもと課題解決を図ることとし、年1回その取組について評価を行います。

また、地域移行支援の対象者について、保険・医療、関連する制度の関係者が集い、退院後に地域の一員として暮らし続けられる体制について、協議を行います。



| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和5年度 目標値 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 協議の場の1年間の開催回数の見込み | 4回 | 4回 |
| 協議の場の参加者（機関）数 | 41 機関 | 50 機関 |
| 保健 | 2 | 2 |
| 医療（精神科） | 5 | 6 |
| 医療（精神科以外）※訪問看護ステーション含む。 | 6 | 8 |
| 福祉（通所施設，相談支援事業所等） | 16 | 20 |
| 介護（ヘルパー事業所，居宅介護支援事業所等） | 6 | 8 |
| 当事者及び家族 | 1 | 1 |
| 調布市 | 5 | 5 |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 未実施 | 年1回実施 |



【目標2】精神障害者のサービス利用者数

障害福祉サービス等の見込み量のうち、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に特に関わるとされる地域移行支援，地域定着支援，共同生活援助及び自立生活援助については，全体数のうち精神障害者の利用者数を見込むこととされています。

| サービス種別 | 単位 | 第6期計画 | | |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 地域移行支援 | 全体の実利用者数（人） | 8 | 8 | 8 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 7 | 7 | 7 |
| 地域定着支援 | 全体の実利用者数（人） | 30 | 40 | 50 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 27 | 36 | 45 |
| 共同生活援助 | 全体の実利用者数（人） | 286 | 298 | 310 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 85 | 89 | 93 |
| 自立生活援助 | 全体の実利用者数（人） | 25 | 30 | 35 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 22 | 27 | 31 |



3 地域生活支援拠点等有する機能の充実（第6期障害福祉計画）



障害者の地域生活支援に必要な機能を集約し、地域におけるグループホームや障害者支援施設（入所施設）に附加したものである「地域生活支援拠点」を整備します。

地域の実情に応じて、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）として整備することも可能とされています。

【地域生活支援拠点の機能】

- 地域生活への移行，相談
- グループホーム等の体験
- 緊急時の受入対応体制の確保
- 人材の確保・養成
- その他地域の体制づくり等

(1) 第5期計画期間の振り返り

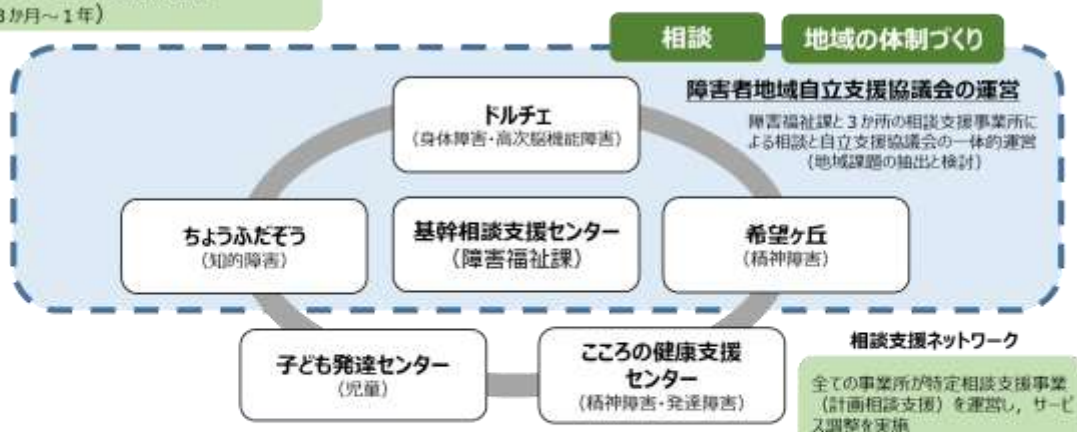
- 平成31年4月から「面的な体制」による運用を開始し、相談支援事業所を中心として各機能を担う関係機関による「調布市障害児・者地域生活支援拠点連絡会」を設置・開催しています。

連絡会は、「サービスのあり方検討会」と一体的な運用を図り、拠点機能に関わる地域課題の抽出を行い、「調布市障害者地域自立支援協議会」に結果の報告を行いました。

グループホーム等の体験

グループホームすてっぷ
・グループホームの体験機会の提供
(3か月～1年)

調布市地域生活支援拠点（面的な体制）



緊急時の受入れ体制

あんしんネット
・緊急相談窓口（サービス調整）
※知的・発達
・アウトリーチ支援
・地域ネットワーク体制の整備

在宅障害者ショートステイ
・知的障害者援護施設なごみ

委託型緊急一時保護
・重症心身障害者（医療的ケア含む）宿泊保護
・身体障害者 宿泊保護
・障害児 宿泊保護
・重度重複障害者 宿泊保護
・障害児・者 日帰り保護

緊急一時養護事業
・子ども発達センター

人材の確保・養成

福祉人材育成センター
・福祉人材の養成（人材確保）
・専門性向上（質の向上）
・ネットワーク創出（やがが創出・定着支援）
・普及啓発（福祉の仕事の魅力発信）



(2) 第6期計画における成果目標

【目標】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

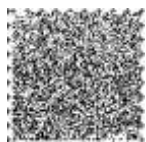
○ 国の基本指針

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○ 調布市の考え方

引き続き「面的な体制」による拠点機能の維持・充実を図ります。

「調布市障害者地域生活支援拠点連絡会」において、運用状況の検証及び検討や、地域課題の抽出を行い、その結果を調布市障害者地域自立支援協議会に毎年度報告することとします。



4 福祉施設から一般就労への移行等（第6期障害福祉計画）

より多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

(1) 第5期計画期間の振り返り

第5期計画における国の基本指針に基づき、「福祉施設から一般就労への移行等」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標1】就労移行支援事業等^(※1)を通じての一般就労への移行者数

| | | |
|-------------------|-----|--------------|
| 平成 28 年度の年間一般就労者数 | | 26 人 |
| 令和 2 年度の年間一般就労者数 | 目標値 | 40 人 (1.5 倍) |
| | 実績 | 36 人 (R1 年度) |

※1 ここでは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）をいいます。

【目標2】障害者就労支援事業^(※2)による一般就労者数

| | | |
|-------------------|-----|--------------|
| 平成 28 年度の年間一般就労者数 | | 69 人 |
| 令和 2 年度の年間一般就労者数 | 目標値 | 77 人 |
| | 実績 | 81 人 (R1 年度) |

※2 障害者の就労支援、定着支援等を実施する「障害者就労支援センター」で行う事業をいいます。調布市では、ちょうふだぞう、こころの健康支援センター就労支援室ライズの2か所で行っています。

【目標3】「就労移行支援」事業の利用者数

| | | |
|------------------------|-----|------------------|
| 平成 28 年度末の「就労移行支援」利用者数 | | 55 人 (H29 年 3 月) |
| 令和 2 年度末の「就労移行支援」利用者数 | 目標値 | 66 人 (1.2 倍) |
| | 実績 | 74 人 (R2 年 3 月) |



【目標4】「就労移行支援」事業所の就労移行率^(※3)

| | | |
|---|-----|----------------------------|
| 平成 28 年度に 30%以上の「就労移行率」を達成した市内「就労移行支援」事業所 | | 83.3% (5/6 事業所) |
| 令和 2 年度に 30%以上の「就労移行率」を達成した市内「就労移行支援」事業所 | 目標値 | 50%以上 |
| | 実績 | 42.9% (R1 年度) (3/7 事業所) |

※3 就労移行率 = 一般就労への移行者数 ÷ 就労移行支援事業の利用者数

【目標5】「就労定着支援」利用開始から1年後の就労定着率

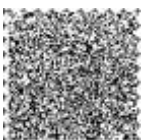
| | | |
|------------------------------------|-----|---------------|
| 令和 2 年度における「就労定着支援」利用開始から1年後の就労定着率 | 目標値 | 80%以上 |
| | 実績 | 77.4% (R1 年度) |

【目標6】障害者就労支援事業による就労定着率^(※4)

| | | |
|--|-----|-----------------------|
| 令和 2 年度における「障害者就労支援事業」による支援開始から1年後の就労定着率 | 目標値 | 80%以上 |
| | 実績 | 61.7% ^(※4) |

※4 平成 30 年度中に障害者就労支援事業の支援を受けて新規に就職した者のうち、令和元年度末までに 12 か月以上就労が継続している者の割合

- いずれの項目も目標値に近い、又は目標値を既に超える水準となっています。引き続き、令和 2 年度における目標値の達成に取り組みます。
- 新規就職者の増加に伴い、定着支援（就職後の継続支援）の対象者も年々増加しています。



(2) 第6期計画における成果目標

【目標1】 就労移行支援事業等を通じての一般就労への移行者数

○ 国の基本指針

令和5年度中の一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上

また、上記のうち、以下の事業からの一般就労への移行については個別に目標値を定める。

- ・ 就労移行支援 1.30倍以上
- ・ 就労継続支援A型 1.26倍以上
- ・ 就労継続支援B型 1.23倍以上

○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。就労継続支援A型については、令和元年度における一般就労への移行実績がないため、就労継続支援B型とのサービス利用者数の比較から目標値を定めます。

| | | |
|-----------------------------|------------|---------------------|
| 令和元年度の年間一般就労者数 | | 36人 |
| うち 就労移行支援事業からの一般就労者数 | | 28人 |
| 就労継続支援A型事業からの一般就労者数 | | 0人 |
| 就労継続支援B型事業からの一般就労者数 | | 6人 |
| その他事業からの一般就労者数 | | 2人 |
| 令和5年度の年間一般就労者数 | 目標値 | 47人(1.30倍) |
| うち 就労移行支援事業からの一般就労者数 | | 37人(1.30倍以上) |
| 就労継続支援A型事業からの一般就労者数 | | 1人(-倍) |
| 就労継続支援B型事業からの一般就労者数 | | 8人(1.23倍以上) |
| その他事業からの一般就労者数 | | 1人 |

【目標2】 障害者就労支援事業による一般就労者数

【目標1】に加え、就労移行支援事業等の障害福祉サービスの利用による就労に限らず、より広い視点で一般就労への移行を推進するため、第5期と同様に独自に以下の指標により目標値を定めます。



| | | |
|-------------------------|------------|-------------|
| 令和元年度の年間一般就労者数 | | 81 人 |
| 令和 2 年度の年間一般就労者数 | 目標値 | 85 人 |

【目標3】 就労定着支援事業を利用する者の割合

○ 国の基本指針

令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

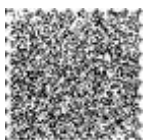
○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

| | | |
|---|------------|------------------------------|
| 令和元年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、「就労定着支援」を利用する者の割合 | | 69.4% (25 人) ※1 |
| 令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、「就労定着支援」を利用する者の割合 | 目標値 | 70%以上 (33 人以上) ※2 |

※1 令和元年度に新規に就労定着支援事業を利用開始した人数

※2 【目標1】の人数(46人)×70%=32.2人



【目標4】「就労定着支援」事業所の就労定着率

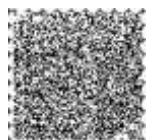
○ 国の基本指針

令和5年度において、就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所が全体の7割以上

○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

| | | |
|---|------------|--------------|
| 令和元年度における「就労定着支援」利用開始から1年後の 就労定着率 | | 77.4% |
| 令和5年度において就労定着率が80%以上となる 市内就労定着支援事業所の割合 | 目標値 | 70%以上 |



5 障害児支援の提供体制の整備等（第2期障害児福祉計画）

(1) 第1期計画期間の振り返り

第1期計画における国の基本指針に基づき、「障害児支援の提供体制の整備等」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標1】「児童発達支援センター」の設置

① 第1期計画における成果目標

- 「子ども発達センター」において、児童発達支援センターへの移行体制を整備します。

② 取組状況

令和2年10月から、子ども発達センターは「児童発達支援センター」に位置付けられました。今後も地域における中核的な支援機関として専門的な知識・経験に基づき、地域の関係機関との連携を図りながら支援を行っていきます。

【目標2】「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築

① 第1期計画における成果目標

- 既に「子ども発達センター」において、平成26年1月から保育所等訪問支援事業を開始しており、今後も同事業を継続して実施します。

② 取組状況

子ども発達センターにおいて継続的に事業を実施しています。



【目標3】重症心身障害児を支援する施設の確保

① 第1期計画における成果目標

- 平成29年10月に、市内に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所が開設しました。引き続き、開設経費等の補助制度の継続により、事業所の開設を推進します。

また、「子ども発達センター」の通園事業において、医療的ケアが必要な児童の受入れについて、課題整理、体制整備を行っていくとともに、「調布基地跡地福祉施設（仮称）」の整備への参画において、児童発達支援、放課後等デイサービス等の児童を対象とした事業の実施についても検討します。

② 取組状況

平成30年9月から、子ども発達センター通園事業において、職員による医療的ケアを開始しています。

医療的ケアを含む重症心身障害者のための施設として三鷹市・府中市・調布市が共同して進めている「調布基地跡地福祉施設（仮称）」は、平成30年度に実施した事業者公募が不調となり、当初予定していた令和3年度の事業開始が不可能となりました。今後のスケジュール等については、三市で協議・検討中です。

【目標4】医療的ケア児支援の協議の場の設置

① 第1期計画における成果目標

- 平成29年度より調布市障害者地域自立支援協議会に設置した「医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活のワーキング」を、本成果目標に定める協議の場として位置付け、必要な支援体制の検討を行っていきます。

② 取組状況

調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおける検討を踏まえ、第2期障害児福祉計画策定にあたり意見具申を行いました。

また、地域における支援・連携を具体的に検討する場として、新たに「医療的ケア児支援関係機関連絡会」を設置しました。



(2) 第2期計画における成果目標

【目標1】「児童発達支援センター」の設置（継続）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置

○ 調布市の考え方

令和2年10月から、市が設置する「調布市子ども発達センター」が児童発達支援センターに移行したため、既に設置済みとなります。引き続き地域における中核的な支援機関として、児童と保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。

| | | |
|--------------------|-----|-----|
| 令和2年度末の児童発達支援センター数 | | 1か所 |
| 令和5年度末の児童発達支援センター数 | 目標値 | 1か所 |

【目標2】「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築（継続）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

○ 調布市の考え方

既に「子ども発達センター」において事業を実施しており、今後も継続します。

【目標3】重症心身障害児を支援する施設の確保（継続）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保



○ 調布市の考え方

現在市内には重症心身障害児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所が1か所ありますが、ニーズに対して十分でない状況です。引き続き放課後等デイサービス事業所の増加を図るとともに、未設置である児童発達支援事業所について、事業者との協議や開設支援を進めます。

| | | | |
|-------------|-----|------------|------|
| 令和元年度末の事業所数 | | 児童発達支援 | 0 か所 |
| | | 放課後等デイサービス | 1 か所 |
| 令和5年度末の事業所数 | 目標値 | 児童発達支援 | 1 か所 |
| | | 放課後等デイサービス | 2 か所 |

【目標4】 医療的ケア児等に関するコーディネーター^(※)の配置（一部追加）

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

○ 調布市の考え方

協議の場については、令和3年2月に設置した「医療的ケア児支援関係機関連絡会」において、今後も医療的ケア児等への支援体制の充実に向け、関係機関と課題共有を行い、連携を図ります。

コーディネーターについては、「障害児（者）医療的ケア体制支援事業」として、平成30年度から障害福祉課に医療・福祉両面における支援のコーディネートを行う障害者福祉医療等相談員（看護師）を配置しており、今後も配置を継続します。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進めます。

| | | |
|------------------------------------|-----|----|
| 令和元年度末のコーディネーター ^(※) 配置数 | | 2人 |
| 令和5年度末のコーディネーター ^(※) 配置数 | 目標値 | 3人 |

※ 東京都が実施する「医療的ケア児コーディネーター養成研修」を修了した職員



6 相談支援体制の充実・強化等（第6期障害福祉計画）

地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

※ 第6期からの新たな項目です。

(1) 第6期計画における成果目標

【目標】相談支援体制の充実・強化等

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

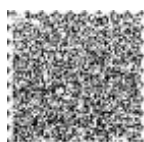
- ① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み
- ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み
- ③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み

○ 調布市の考え方

調布市では、これまでも市内相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」により、相談支援専門員の質の向上や情報共有等相談支援体制の強化に努めてきており、基本指針に定める体制は既に一定程度整っていると考えます。

引き続き、基幹相談支援センターである障害福祉課を中心とし、「サービスのあり方検討会」の活動を主として相談支援体制の強化を図ることとし、活動指標に定める各項目は、「サービスのあり方検討会」の年間開催数を設定します。

| 項目 | | 令和元年度 実績 | 令和5年度 目標値 |
|------------------|--------------|-------------|--------------|
| 総合的・専門的な相談支援の実施 | | 有 | 有 |
| 地域の相談支援 体制の強化 | 専門的な指導・助言件数 | 6件 | 6件 |
| | 人材育成の支援件数 | 6件 | 6件 |
| | 連携強化の取組の実施回数 | 6回 | 6回 |



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (第6期障害福祉計画)

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

※ 第6期からの新たな項目です。

(1) 第6期計画における成果目標

【目標1】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 国の基本指針

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

- ① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

○ 調布市の考え方

各種研修への参加人数については、市職員の参加に加え、市独自の指標として、調布市福祉人材育成センターが実施する専門研修への参加人数をあわせて目標値として定めます。

審査結果の分析及び結果の共有については、事業者への集団指導等により実施することとします。



| 項目 | | 令和元年度 実績 | 令和5年度 目標値 |
|---------------------------------|---|-------------|--------------|
| 障害福祉 サービス等 に係る各種 研修の活用 | 東京都が実施する研修への 市職員 ^(※1) の参加人数 | 30人 | 40人 |
| | 調布市福祉人材育成センターが 実施する「専門研修」の参加人数 | 242人 | 300人 |
| 障害者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有 | 体制の有無 | 無 | 有 |
| | 実施回数 | 0回 | 1回 |

※1 障害福祉課及び子ども発達センターで相談支援等の業務に従事する職員

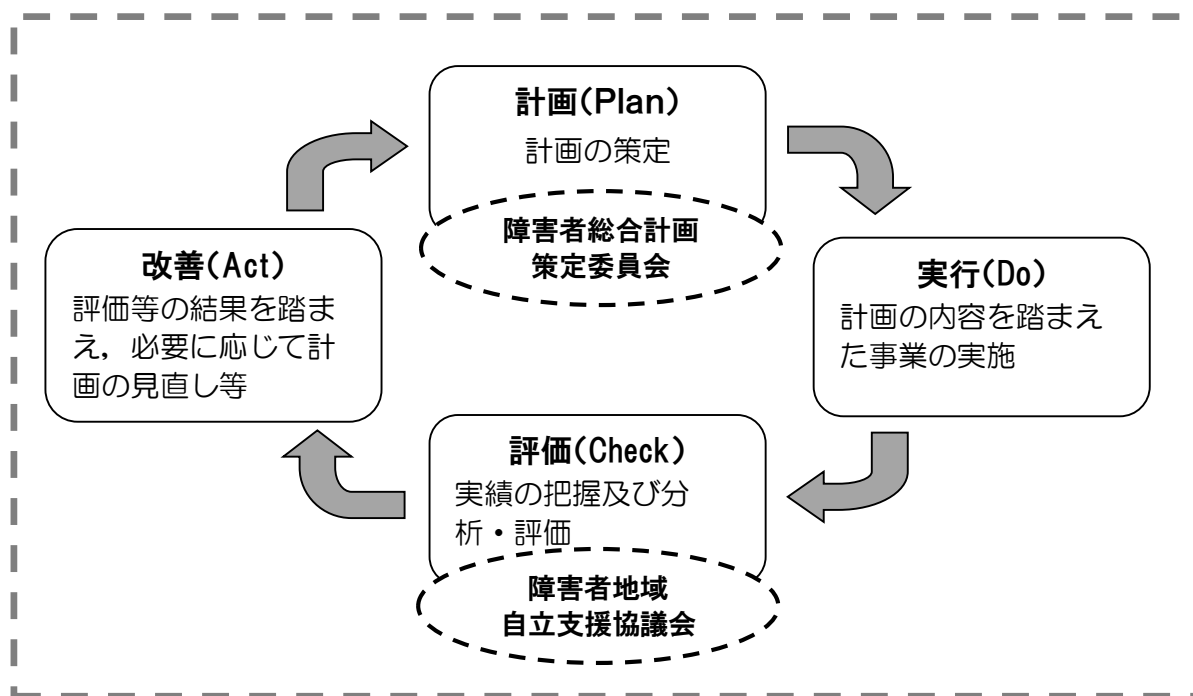


第6章 計画の推進

1 計画の進捗状況の点検・評価

この計画で定めた事業計画等に対する進捗状況については、毎年、「調布市障害者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を行います。

■「調布市障害者総合計画」におけるPDCAサイクルイメージ図

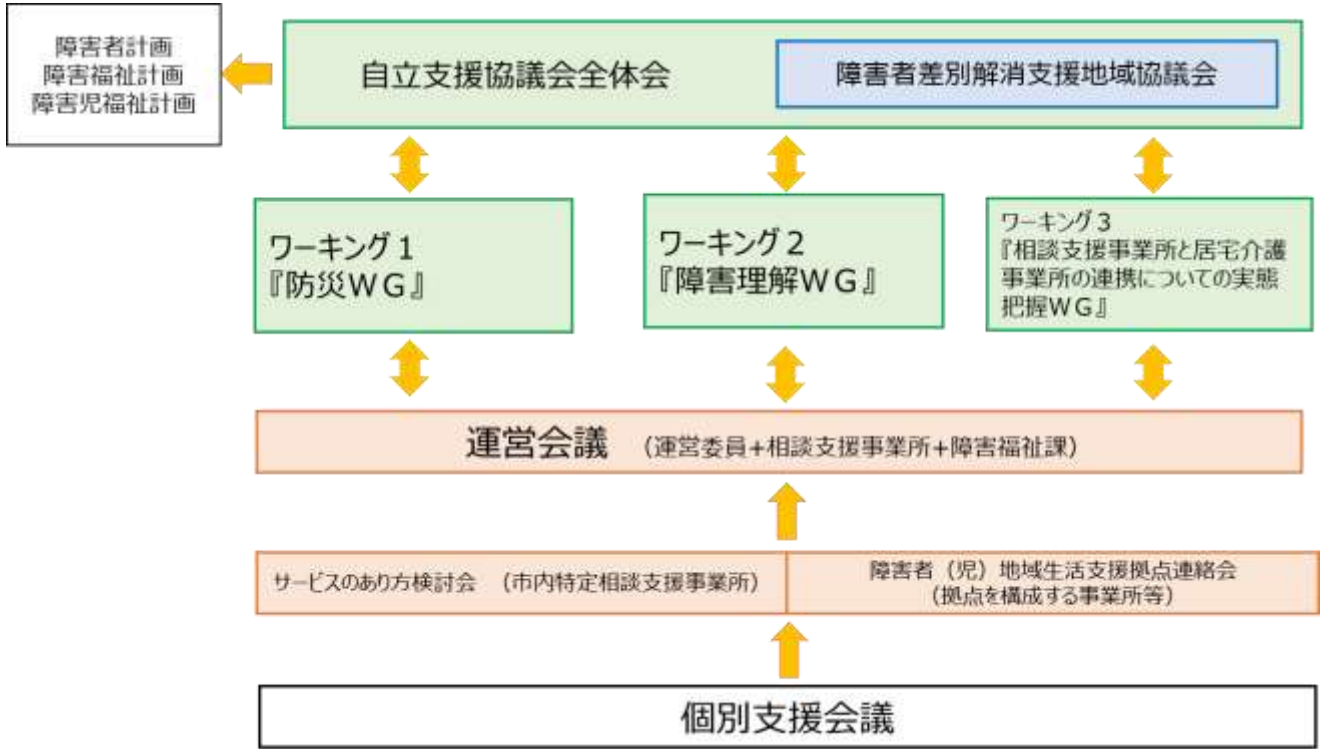


調布市障害者地域自立支援協議会では、計画の進捗状況や制度、社会等の変化を踏まえ、障害のある方の地域生活におけるその時々の課題に沿った検討テーマを設定し、より良い地域づくりのために協議、検討を行っていきます。

調布市障害者地域自立支援協議会は、障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」と一体的に設置・運営を行い、今後も障害者差別の解消及び障害理解の推進を図っています。



■ 調布市障害者地域自立支援協議会の構成（令和2年度）



2 総合福祉センターの移転・更新

市は、総合福祉センターの施設の経年劣化や機能の改善等の課題を踏まえて、現在、移転・更新を今後の方向として検討を進めています。

今後の移転・更新に当たっては、調布市地域福祉計画・調布市高齢者総合計画・調布市障害者総合計画の「福祉3計画」との整合を図りながら、各計画共通の将来像や基本理念の具体化を目指すとともに、新たな総合福祉センターが、基本機能の維持・向上に加えて、医療や高齢者の活動支援等の機能の集約・複合化を図るなど、「地域共生社会を実現するための総合的な福祉の拠点」となるよう、検討して参ります。

3 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、現時点では今後の収束の見込みも不透明となっています。

障害福祉サービス等の提供体制を含め、この計画で定めた内容についても、感染拡大の影響等により、内容の見直しが必要となる可能性も考えられます。

また、国においても、コロナ禍での臨時的な取り扱いや、令和3年4月に施行される障害福祉サービス等報酬改定においても、日中活動系サービスの在宅利用や、サービス提供におけるICTの活用などが示されており、障害福祉サービスのあり方自体も今後変化していくことが想定されます。

市では、そのような中でも、計画で定めた内容や施策の必要性を認識し、可能な範囲で推進していくとともに、感染症対策等の事業者支援を今後も必要に応じて随時検討・実施しながら、障害福祉サービス等の提供体制を確保し、障害のある人とその家族の地域生活を支えていきます。





あとがき — 「調布市障害者総合計画」の策定を振り返って—

前回に引き続き、「調布市障害者総合計画」（以下、総合計画）の策定に携わらせていただきました。このような貴重な機会を頂きましたことに心から感謝申し上げます。

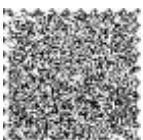
今回の委員会は、前回の委員会の構成メンバーの一部を残しながら、新しい委員を迎えた新体制となりました。新旧委員が混在する体制は、これまで蓄積した良い部分を残しながら、量的にも質的にもより高いサービス提供を検討できる体制でした。

ただ、前回の委員会同様、万全な事務局の体制のもと、調布市の障害者福祉をよりよくしたいという思いのある委員の皆様と、十分に確保された時間の中で、闊達な意見交換ができると考えておりましたが、前回の委員会と大きく異なっていたのは、新型コロナウイルスの蔓延でした。コロナウイルスは、これまでの我々の日常を瞬く間に一変させました。いわゆる三密を回避することが求められる状況下における委員会開催と運営は、非常に不便であり、また精神的にも負担が少なからずありました。そのような状況下において、全5回の委員会にほとんどの委員の皆様が毎回参加して下さい、これまでと同様、もしくはそれ以上に濃い議論が交わされました。

総合計画は、障害福祉サービス等の量の数値目標案を策定していくのが最終的な目的になります。ただ、財政ありきで数値のみを機械的に設定していくような、いわば血の通っていない計画にならないよう、財政や数値目標は横に置き、どのようなサービスがどの程度不足しているのか、当事者の方々がどのようなことで困っているのか、どうすれば解消されるのか、という観点を軸に据えながら、建設的な議論が交わされました。ただし、ここで決定した内容は、あくまでも計画に過ぎず、この内容を具現化して初めて意味を成します。したがって、計画は完成しましたが、これはあくまでもスタートラインに立ったに過ぎません。

今回完成した総合計画の内容が全ての委員が完全に納得・満足する内容になったかと問われると、必ずしもそうではないかもしれません。委員会においてさえもそうであったため、調布市にお住いのサービスを利用する全ての方が納得し得るものではないことは重々承知しております。したがって、積み残した課題は、解消に向かうよう、次回の更新にきちんと引き継いでいきたいと思っております。

最後になりましたが、障害がある方々が安心して生活できる社会は、他の市民の皆様が生活しやすい社会と地続きです。よくいわれる共生社会の構築は、障害がある方々のための話ではなく、誰もが生きやすい社会構築のためを目指したものであることを、この場を借りて是非共有させていただければ幸いに存じます。



調布市障害者総合計画策定委員会委員長
木 下 大 生

<資料>

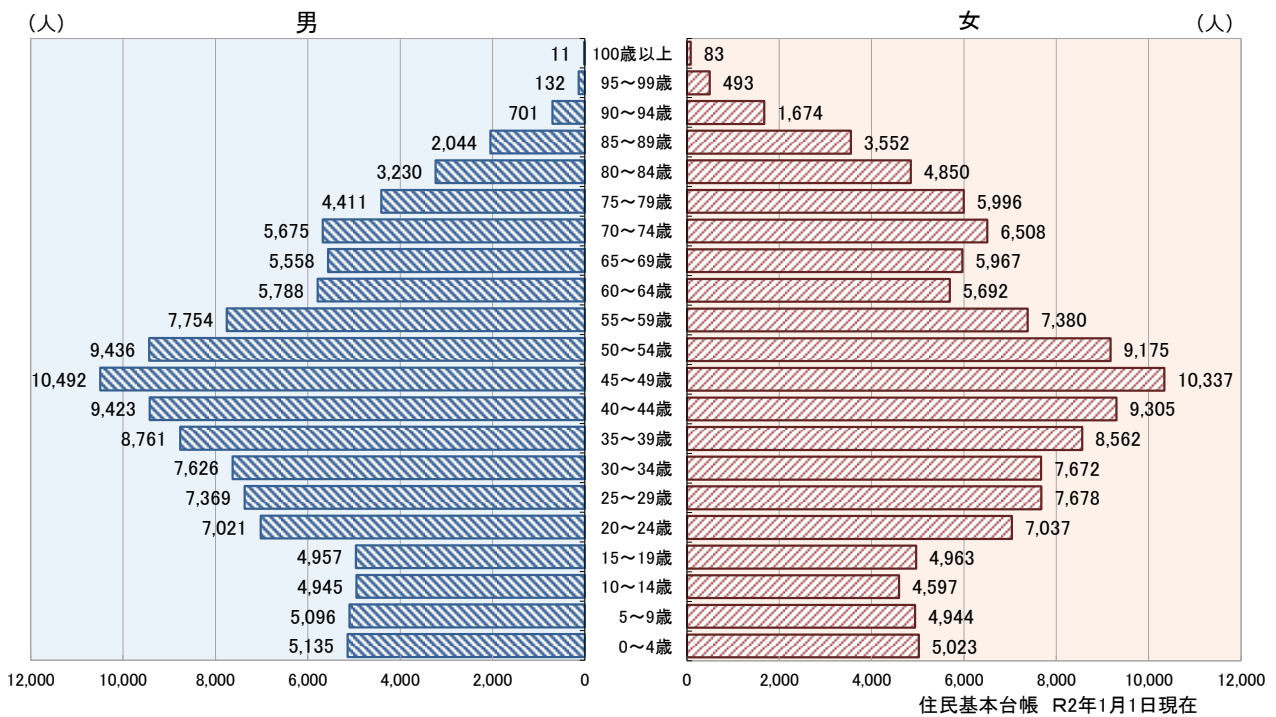
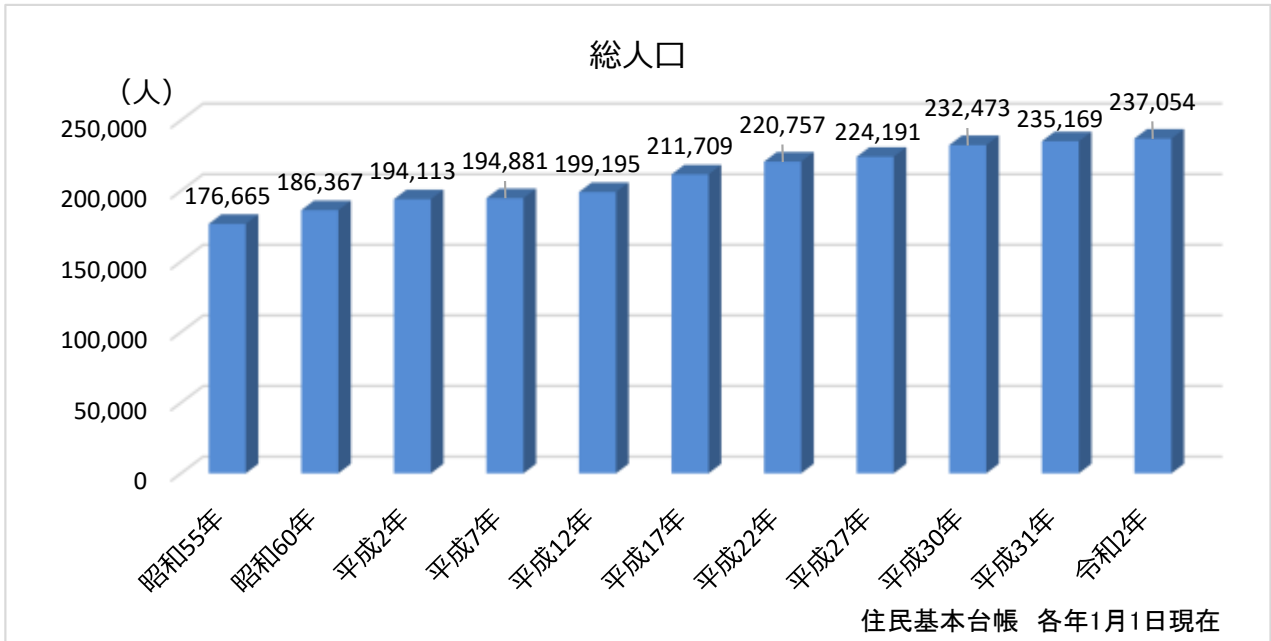
| | |
|----------------------------------|----|
| 資料1 障害福祉関連基本データ | 88 |
| (1) 調布市の人口 | |
| (2) 身体障害者手帳所持者数 | |
| (3) 愛の手帳所持者数 | |
| (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | |
| (5) 自立支援医療（精神通院）受給者数 | |
| (6) 難病患者医療費等助成申請件数 | |
| 資料2 計画の検討体制及び経過 | 92 |
| (1) 調布市障害者総合計画策定事業実施要領 | |
| (2) 調布市障害者総合計画策定委員会 委員名簿 | |
| (3) 調布市障害者総合計画策定委員会 審議経過 | |
| (4) 令和元年度調布市民福祉ニーズ調査 実施概要 | |
| (5) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申 | |
| (6) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申 | |
| (7) パブリック・コメント手続 実施概要 | |
| 資料3 計画に係る根拠法令（抄） | 98 |
| (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | |
| (2) 児童福祉法 | |
| 索引 | 99 |



資料1 障害福祉関連基本データ

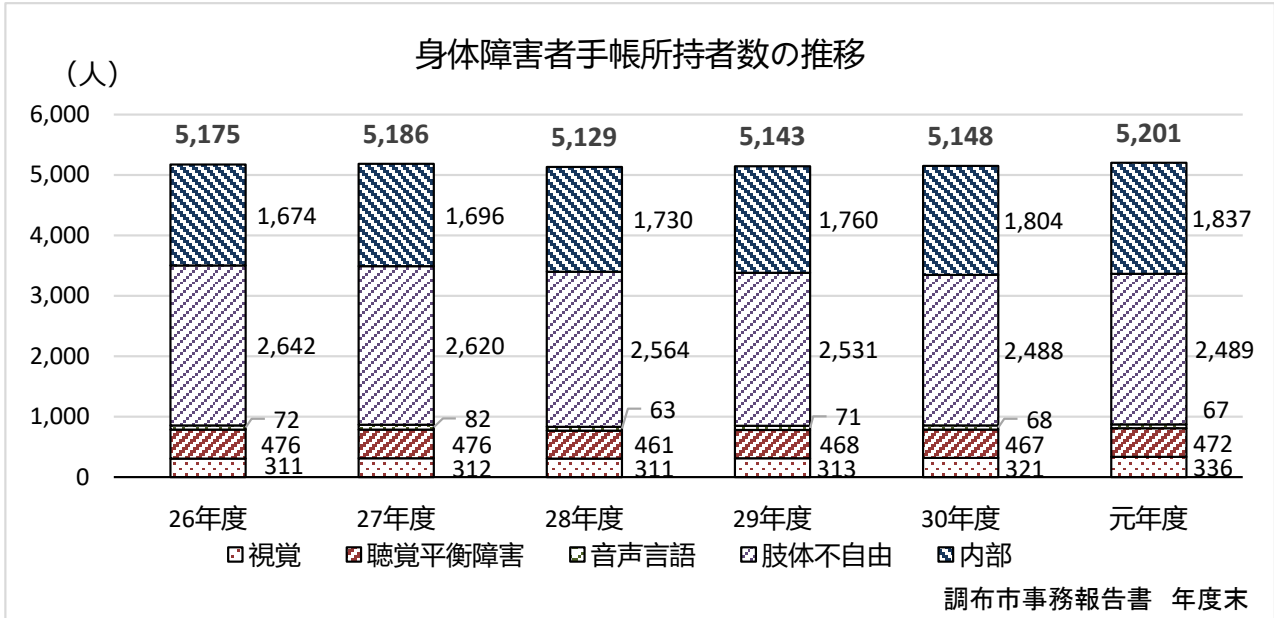
(1) 調布市の人口

現在は人口が増加傾向で推移している調布市ですが、令和6年頃をピークに減少に転じると推計されています（調布市人口ビジョン）。また、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移していますが、生産年齢人口はすでに減少傾向となっています。



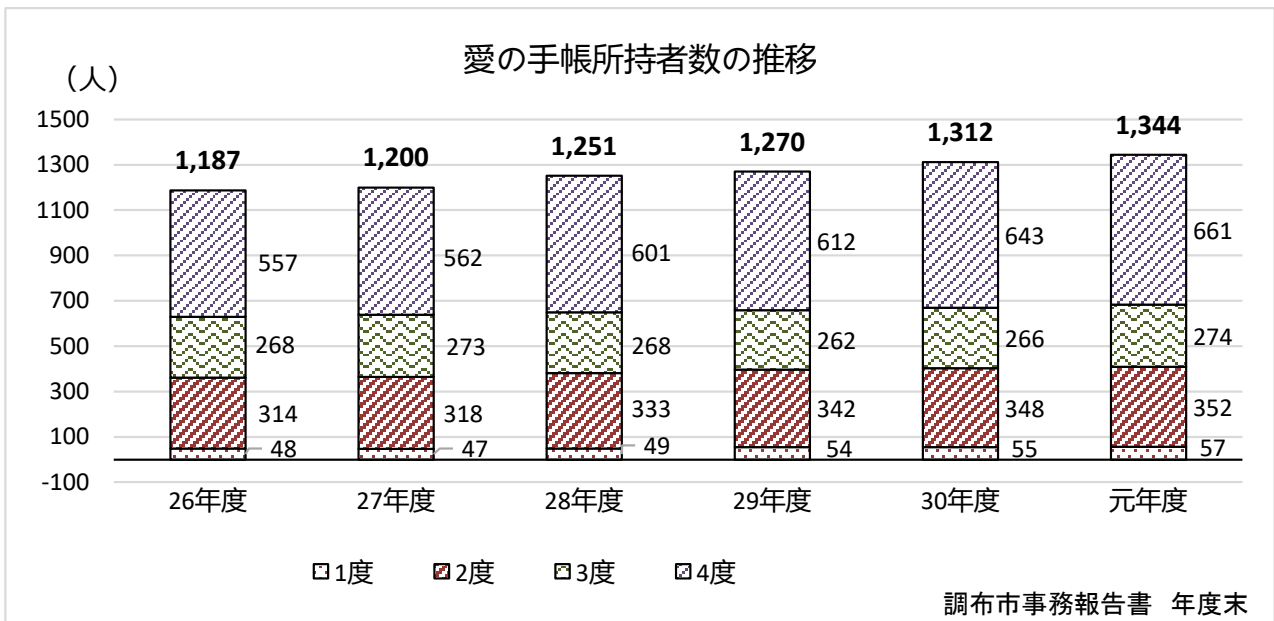
(2) 身体障害者手帳所持者数

毎年増加傾向にあり、令和元年度末は5,201人となっています。障害種別は「肢体不自由」が最も多く、次に「内部障害」が続きます。



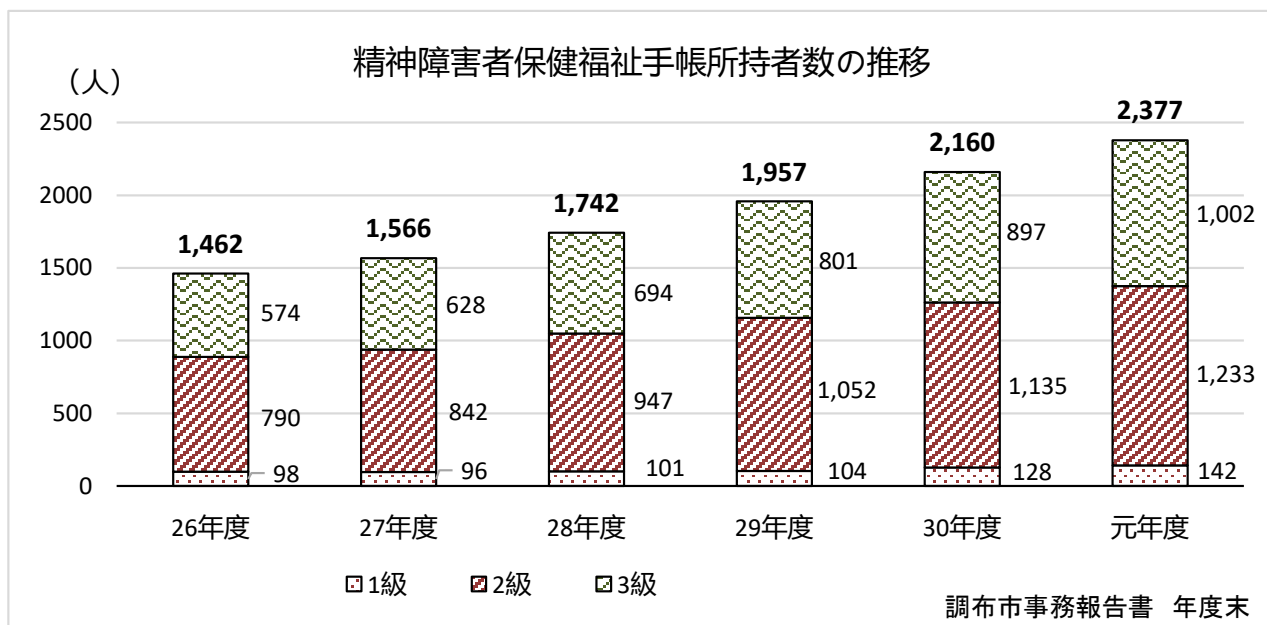
(3) 愛の手帳所持者数

毎年増加傾向にあり、令和元年度末は1,344人となっています。程度別では「4度（軽度）」が最も多くなっています。



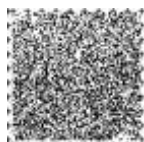
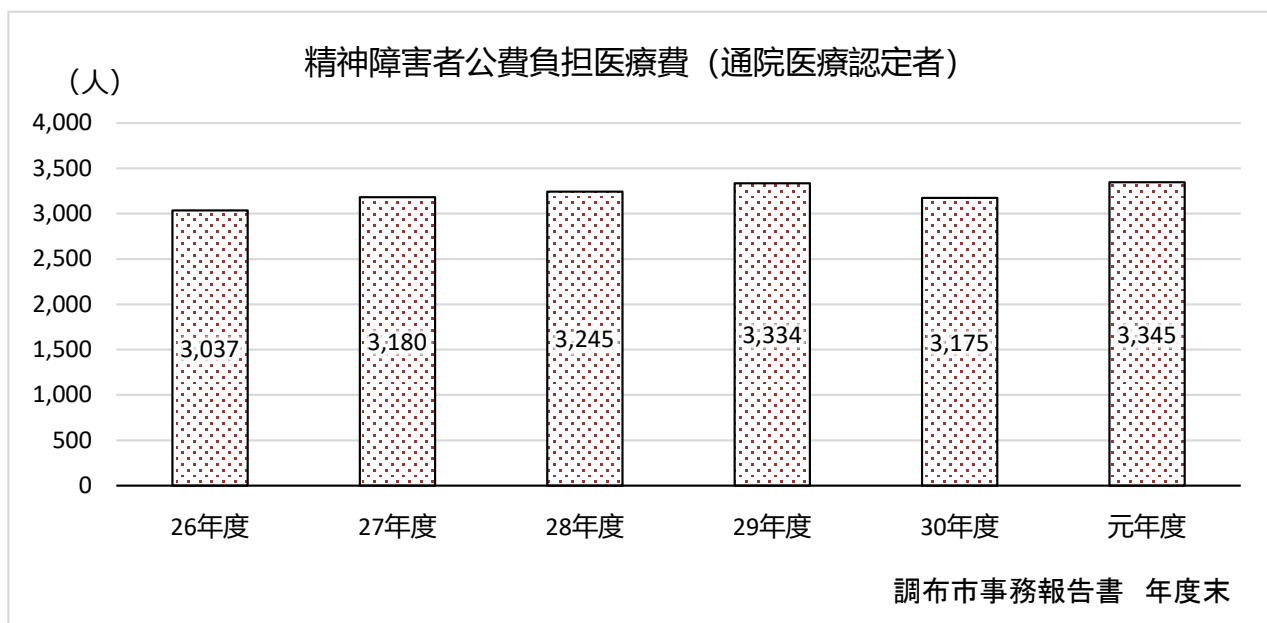
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

毎年増加傾向にあり、令和元年度末は2,377人となっています。等級別では「2級」が最も多くなっています。



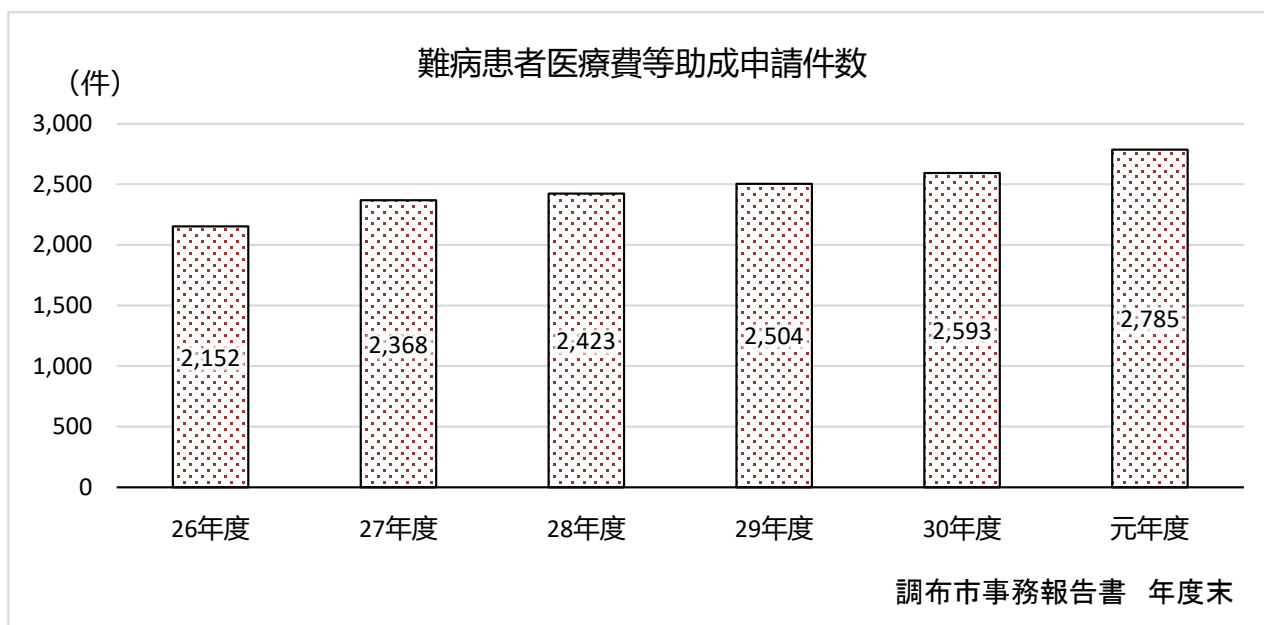
(5) 自立支援医療（精神通院）認定者数

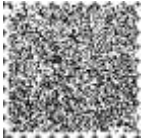
近年横ばい傾向にあり、令和元年度末は3,345人となっています。



(6) 難病患者医療費等助成申請件数

毎年増加傾向にあり、令和元年度は2,785件となっています。





資料2 計画の検討体制及び経過

(1) 調布市障害者総合計画策定事業実施要領

令和2年2月10日

第1 目的

この要領は、調布市が平成30年3月に策定した「調布市障害者総合計画」（平成30年度から令和5年度。以下「現計画」という。）の一部改定として行う、調布市における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画のうち、令和3年度以降の計画（以下「次期計画」という。）の策定について定めるものとする。

第2 計画期間

次期計画の期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第6期調布市障害福祉計画 令和3年度から令和5年度
- (2) 第2期調布市障害児福祉計画 令和3年度から令和5年度

第3 事業内容

調布市障害者総合計画策定事業（以下「事業」という。）の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関すること。
- (2) 当事者意見等の収集・分析に関すること。
- (3) 調布市障害者総合計画書の作成に関すること。

2 市長は、前項に掲げる事業の一部を民間の調査研究機関に委託して実施することができる。

第4 委員会

委員会は、現計画の進捗状況、地域における障害者福祉に係るニーズの状況並びに国及び社会の動向等を踏まえ、次期計画について検討を行い、計画案を作成し、市長に報告する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が推薦する者21人以内をもって組織する。

- (1) 当事者 2人
- (2) 市民代表（公募） 2人以内
- (3) 障害者団体代表 6人以内
- (4) 保健・医療・福祉に関する事業に経験を有する者 9人以内
- (5) 保健・医療・福祉に関する学識経験者 2人以内

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 委員会は、委員長が招集する。

9 委員会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

第5 事業実施期間

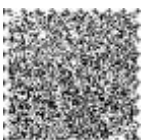
本事業の実施期間は、施行の日から令和3年3月31日までとする。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、事業実施期間終了をもって廃止する。

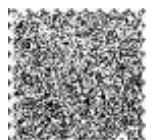


(2) 調布市障害者総合計画策定委員会 委員名簿（令和2年度）



（敬称略・順不同）

| | 氏名 | 所属・肩書等 | 分野 |
|----|---------------------|---|------------------------|
| 1 | きのした だいせい 木下 大生 | 武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 准教授 | 学識経験者 |
| 2 | あおき ゆみ 青木 裕見 | 聖路加国際大学大学院 看護学研究科 精神看護学 助教 | |
| 3 | にしだ しんいち 西田 伸一 | 公益社団法人調布市医師会 会長 （医療社団法人梶社会 西田医院 院長） | 保健・医療・福祉に関する事業に経験を有する者 |
| 4 | きしもと あきみ 岸本 秋美 | 調布市民生児童委員協議会 障がい福祉部会 部会長 | |
| 5 | おおさわ ひろあき 大澤 宏章 | 調布市福祉作業所等連絡会 代表 （特定非営利活動法人羽ばたく会 めじろ作業所 施設長） | |
| 6 | あさか ちよみ 朝香 ちよみ | 調布市福祉作業所等連絡会（児童部会） （特定非営利活動法人ふみ月の会 ふみ月チャレンジ染地・ふみ月チャレンジたま川 施設長） | |
| 7 | きうち ひろし 木内 洋 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 地域福祉推進課 障がい者支援係長 | |
| 8 | ふくだ しんすけ 福田 信介 | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう | |
| 9 | だいこう かなこ 大光 加奈子 | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 こころの健康支援課 福祉人材育成係長 | |
| 10 | なかはやし しゅんじ 中林 俊二 | 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会 （社会福祉法人新樹会 創造農園 副施設長） | |
| 11 | いとう ふみこ 伊藤 文子 | 医療法人社団桐光会 調布訪問看護ステーション 所長 | |
| 12 | まるやま れいこ 丸山 麗子 | 調布市身体障害者福祉協会 副会長 | |
| 13 | あきよし あきら 秋吉 昭良 | 調布市聴覚障害者協会 副会長 | |
| 14 | あいざわ のりこ 愛沢 法子 | 調布市視覚障害者福祉協会 会長 | |
| 15 | たなか まゆみ 田中 真由美 | 調布精神障害者家族会かささぎ会 (第1回) | |
| | えがしら ゆか 江頭 由香 | 調布精神障害者家族会かささぎ会 会長 (第2回～) | |
| 16 | しんどう みさ 進藤 美左 | 特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長 | |
| 17 | きむら ゆきこ 木村 有希子 | 調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会（特定非営利活動法人高次脳機能障がい者活動センター調布ドリーム） (第1回) | |
| | しまだ ゆういち 島田 勇一 | 調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会（特定非営利活動法人高次脳機能障がい者活動センター調布ドリーム 施設長） (第2回～) | |
| 18 | うちだ はやと 内田 隼人 | 当事者 | 当事者 |
| 19 | さとう まさひで 佐藤 雅英 | 当事者 | |
| 20 | あさり のりこ 浅利 紀子 | 市民公募委員 | 市民代表 （公募） |
| 21 | かねこ いさこ 金子 伊佐子 | 市民公募委員 | |



(3) 調布市障害者総合計画策定委員会 審議経過

| 開催日時 | 内容 |
|---|--|
| (第1回委員会) 令和2年8月10日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで | <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長・副委員長の選出 ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について ・検討スケジュールについて ・令和元年度調布市民福祉ニーズ調査結果について ・障害福祉サービス等の提供実績について |
| (第2回委員会) 令和2年9月24日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会後の提出意見について(報告) ・計画の基本理念・基本的考え方について ・調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申について ・訪問系サービスについて ・日中活動系サービスについて |
| (第3回委員会) 令和2年10月15日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会後の提出意見について(報告) ・日中活動系サービスについて(第2回の続き) ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて ・居住系サービスについて ・相談支援(サービス等利用計画など)について ・調布市における相談支援体制について |
| (第4回委員会) 令和2年12月10日(木) 午後6時30分から 午後8時30分まで | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回委員会後の提出意見について(報告) ・児童通所サービスについて ・調布市子ども発達センターの「児童発達支援センター」への移行について ・地域生活支援事業について ・その他成果目標について ・「第6期調布市障害福祉計画・第2期調布市障害児福祉計画」(素案)について ・パブリック・コメント手続の実施について |
| (第5回委員会) 令和3年2月4日(木) 午後4時30分から 午後6時まで | <ul style="list-style-type: none"> ・第4回委員会後の提出意見について(報告) ・パブリック・コメント手続の結果について ・「調布市障害者総合計画」(案)について |



(4) 令和元年度調布市民福祉ニーズ調査 実施概要

(結果は別途「調布市民福祉ニーズ調査報告書」としてまとめています。)

① アンケート調査

- 調査方法 郵送配布—郵送回収（督促礼状1回送付）
- 調査時期 令和元年10月11日（木）～10月28日（月）
- 調査の一覧

| 調査名 | | 調査対象者 | | 回収率 | |
|-----|-------------------------------|--|--------|-------|-------|
| | | 調査対象範囲 | 調査人数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
| 調査1 | 調布市民の福祉意識と地域生活に関する調査 | 18歳以上の市民 | 2,000人 | 835 | 41.8% |
| 調査2 | 高齢者の生きがいと地域生活に関する調査 | 65歳以上の市民 | 2,000人 | 1,273 | 63.7% |
| 調査3 | 障害のある市民の地域生活に関する調査 (18歳以上) | ①身体障害者手帳所持者(65歳以上) | 400人 | 221 | 55.3% |
| | | ②身体障害者手帳所持者(64歳以下) | 400人 | 250 | 62.5% |
| | | ③愛の手帳所持者 | 300人 | 172 | 57.3% |
| | | ④精神障害者保健福祉手帳所持者 | 400人 | 203 | 50.8% |
| | | ⑤難病患者 | 300人 | 173 | 57.7% |
| 調査4 | 障害のある市民の地域生活に関する調査 (18歳未満) | 障害者手帳(身体, 知的, 精神)所持者, 児童福祉通所受給者証をお持ちの方 | 200人 | 115 | 57.5% |
| 合 計 | | | 6,000人 | 3,247 | 54.0% |

② 住民懇談会

- 実施時期 令和元年9月～11月
- 参加対象者 調布市に在住, 在勤, 通学している方
- 参加者数 57人(計6回)
- テーマ
 - ・今ある地域交流拠点(内容, 課題)
 - ・これからの地域交流拠点(あるとよい拠点, 活用できる地域資源)

③ 専門職懇談会

- 実施時期 令和2年1月24日



- 参加対象者 調布市内の相談支援機関の職員
- テーマ
 - ・ 相談機関同士・行政と連携を図る場合の課題
 - ・ 包括的な相談支援体制の構築に向けた課題

(5) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申

- 提出日 令和2年9月24日（第2回委員会）
- 意見具申の骨格

- 1 重要課題（これまで地域課題として採択し議論してきた課題）
 - ① 医療的ケアの必要な障害児・者の支援を計画的に進めることが必要
 - ② ヘルパー事業所に向けて、障害特性や障害福祉サービスの理解を求めるアプローチが必要
 - ③ 障害のある人が高齢になっても地域で住み続けるための福祉サービスが必要
 - ④ 相談支援事業所における災害時の取組の強化が必要
 - ⑤ 障害理解の促進・普及啓発を行っていく為の仕組み作りが必要
- 2 その他の課題（地域課題として認識しており、今後検討すべき課題）
 - ① 高齢化に対応できる準備が必要
 - ② 高齢化による体力低下の予防が必要
- 3 その他
 - ① 策定過程で当事者や団体等の意見を聴く場の設定。

(6) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申

- 提出日 令和2年10月15日（第3回委員会）
- 意見具申の骨格

- 1 重要課題（これまでの議論から地域課題として認識した課題）
 - ① 精神障害者が地域で生活していくためのサービスの充実が必要です。
 - ② ひきこもり支援の充実を図る必要があります。



(7) パブリック・コメント手続 実施概要

- 実施期間
令和2年12月21日（月）から令和3年1月22日（金）まで
- 実施場所
障害福祉課，子ども発達センター，公文書資料室，神代出張所，文化会館たづくりみんなの広場，市民活動支援センター，各図書館，各公民館，各地域福祉センター，教育会館，障害者相談支援事業所（ドルチェ，ちょうふだそう，希望ヶ丘），調布市こころの健康支援センター，調布市希望の家，調布市知的障害者援護施設なごみ
- 意見提出件数 30件（8人）



資料3 計画に係る根拠法令（抄）

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成 17 年法律第 123 号）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～11（略）

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

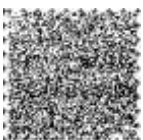
2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～12（略）



<索引>

() 内の数字は掲載ページ

ア行

- ・意思疎通支援事業 (52,53)
- ・一般就労 (26,28,30,71,72,73,74)
- ・移動支援事業 (57,58)
- ・医療型児童発達支援 (40,42,43)
- ・医療的ケア (20,23,25,26,30,31,37,41,43,48,62,77,79,96)

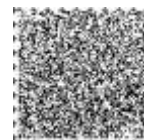
カ行

- ・介護保険 (39)
- ・ガイドヘルパー (19,57,58)
- ・基幹相談支援センター (37,47,48,49,80)
- ・希望ヶ丘 (47,49,58,69)
- ・希望の家 (61)
- ・希望の家深大寺 (25)
- ・虐待防止センター (49)
- ・強度行動障害 (25,30)
- ・共同生活援助(グループホーム) (31,32,33,34,35,64,68,69)
- ・居宅介護 (19,20,21,22,67)
- ・居宅訪問型児童発達支援 (40,41,42,43,44)
- ・グループホーム (⇒共同生活援助)
- ・計画相談支援 (36,37,38,39)
- ・行動援護 (19,20,21,22,23)
- ・こころの健康支援センター (30,46,47,48,49,71)
- ・子ども発達センター (41,43,44,48,49,69,73,77,78,82)
- ・コミュニケーション支援 (⇒意思疎通支援事業)

サ行

- ・サービス等利用計画 (36,37)
- ・サービスのあり方検討会 (23,37,39,69,80,84)
- ・施設入所支援 (31,32,33,34)
- ・児童発達支援 (40,41,42,43,44,77,78,79)
- ・児童発達支援センター (41,76,78)
- ・重症心身障害(児・者) (25,26,30,32,41,

- 43,77,78,79)
- ・重度障害者等包括支援 (19,21,23)
- ・重度訪問介護 (19,20,21,22,23)
- ・就労移行支援 (24,25,26,27,28,29,30,71,72,73,74)
- ・就労継続支援(A型・B型) (24,25,26,27,28,29,71,73)
- ・就労定着支援 (24,25,26,28,29,30,72,74,75)
- ・就労支援センター(就労支援事業) (30,49,71,72,73)
- ・手話通訳者派遣 (52,53)
- ・手話奉仕員養成研修事業 (56)
- ・じょい (32)
- ・障害児相談支援 (36,37,38,39)
- ・障害者権利条約 (1,3,4)
- ・障害者差別解消支援地域協議会 (83,84)
- ・障害者差別解消法 (4,46,83)
- ・障害者地域自立支援協議会 (9,23,37,39,46,48,69,70,77,83,84,96)
- ・ショートステイ(⇒短期入所)
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) (24,25,26,27,28,29,30,71)
- ・自立支援協議会(⇒障害者地域自立支援協議会)
- ・自立生活援助 (31,32,33,34,35,37,68)
- ・すてつぷ (32)
- ・すまいる (26,30)
- ・生活介護 (24,25,27,28,71)
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム (9,63,66,68)
- ・成年後見制度利用支援事業 (50)
- ・成年後見制度法人後見支援事業 (51)
- ・総合福祉センター (44,59,85)
- ・相談支援事業(所) (5,23,37,38,39,40,48,49,58,59,67,69,80,)
- ・相談支援専門員 (37,49,80)



タ行

- ・多摩南部成年後見センター (51)
- ・短期入所 (ショートステイ) (31,33,34,35,61)
- ・地域移行 (22,32,34,35,64,65,66)
- ・地域移行支援 (36,37,38,39,68)
- ・地域活動支援センター (30,46,47,58,59)
- ・地域生活支援事業 (6,16,18,45,52,62)
- ・地域生活支援拠点 (37,39,69,70)
- ・地域包括支援センター (39)
- ・調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会 (9,66,96)
- ・ちょうふだぞう (30,47,49,58,69,71)
- ・同行援護 (19,20,21,22,23)
- ・ドルチェ (47,58,59,69)

ナ行

- ・なごみ (33)
- ・日常生活用具等給付事業 (54,55)
- ・日中一時支援事業 (61,62)

ハ行

- ・ぴっころ (41,44)
- ・福祉圏域 (11,12)
- ・福祉人材育成センター (20,23,57,58,81,82)
- ・ヘルプカード (46)
- ・ヘルプマーク (46)
- ・保育所等訪問支援 (40,44,76,78)
- ・放課後等デイサービス (5,40,41,42,43,44,61,77,78,79)
- ・訪問入浴サービス事業 (60)

マ行

- ・まなびや (26,30)

ヤ行

- ・要約筆記者派遣事業 (52,53)

ラ行

- ・ライズ (30,71)
- ・療養介護 (31,32,33,34)

ワ行





| |
|-------|
| 刊行物番号 |
|-------|

| |
|----------|
| 2020-197 |
|----------|

調布市障害者総合計画

〔 第6期調布市障害福祉計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度）
第2期調布市障害児福祉計画（令和3(2021)年度～令和5(2023)年度） 〕

令和3年3月

編集 調布市 福祉健康部 障害福祉課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1

(電話) 042-481-7135

(ファクス) 042-481-4288

(URL) <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

